



解説・自衛隊の活動

平和をつくり日本を守る自衛隊

総合版

全国防衛協会連合会

解 説 ・ 自 衛 隊 の 活 動

(総合版)

全 国 防 衛 協 会 連 合 会

自 衛 隊 の 任 務 と 活 動

任 務		活 動	記載頁
本来任務（自衛隊法第3条）	第1項の主たる任務 「我が国の防衛」	防衛出動	P33
	第1項の従たる任務 「必要に応じ公共の秩序を維持」	国民保護等派遣	P36
		治安出動	P22,24
		警護出動	P26
		海上における警備行動	P25
		海賊対処行動	P11
		弾道ミサイル等に対する破壊措置	P10
		災害派遣	P18
		地震防災派遣	P19
		原子力災害派遣	P20
		領空侵犯に対する措置	P 8
		機雷等の除去	P12
		在外邦人等の保護措置	P13
		在外邦人等の輸送	P14
	第2項の従たる任務 「主たる任務に支障を生じず、武力による威嚇又は行使に当たらない範囲において別に法律で定めるところにより実施」	第1号 重要影響事態法に基づく後方支援活動等	P27
		第2号 国際平和協力業務等 国際緊急援助活動 国際平和共同対処事態における協力支援活動等	P51 P51 P55,56
	付随的な業務 自衛隊の技能、経験、組織的な機能等を活用することが適当であると の判断から自衛隊が行う活動	土木工事等の受託 教育訓練の受託 運動競技会に対する協力 南極地域観測に対する協力 国賓等の輸送 諸外国軍隊に対する物品又は役務の提供 不発弾等の処理	P42 P43 P44 P44 P45 P45 P12

目 次

第1章：国民の安心と安全を確保するための活動	7
1 平素から常続的に行われている自衛隊の活動	7
（1）教育訓練（設置法第4条第9項）	7
（2）警戒監視（情報収集）活動（設置法第4条第18項）	7
（3）領空侵犯に対する措置（隊法第84条）	8
（4）弾道ミサイル等に対する破壊措置（隊法第82条の3）	10
（5）海賊対処行動（隊法第82条の2、海賊対処法）	11
（6）不発弾処理（隊法附則第4条）	12
（7）機雷等の除去（隊法第84条の2）	12
（8）在外邦人等の保護措置（隊法第84条の3）	13
（9）在外邦人等の輸送（隊法第84条の4）	14
2 自衛隊の任務遂行に必要な権限に基づく活動	15
（1）自衛隊の武器等の防護（隊法第95条）	15
（2）米国軍隊等の部隊の武器等の防護（隊法第95条の3）	15
（3）自衛隊の施設の警護（隊法第95条の3）	16
（4）対象施設の安全の確保（隊法第95条の4）	17
（5）自衛隊部内の治安維持（隊法第96条）	17
3 災害対処のための自衛隊の活動	18
（1）災害派遣（隊法第83条）	18
（2）地震防災派遣（隊法第83条の2）	19
（3）原子力災害派遣（隊法第83条の3）	20
4 治安維持のための自衛隊の活動	21
（1）治安出動待機命令（隊法第79条）	21
（2）治安出動下令前に行う情報収集（隊法第79条の2）	22
（3）要請による治安出動（隊法第81条）	22
（4）命令による治安出動（隊法第78条）	24
（5）海上における警備行動（隊法第82条）	25
（6）自衛隊の施設等の警護出動（隊法第81条の2）	26
第2章：我が国の平和と安全を確保するための活動	27
1 日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態での自衛隊の活動	27
（1）後方支援活動（隊法第84条の5、重要影響事態法第6条）	27

(2) 搜索救助活動（隊法第 84 条の 5、重要影響事態法第 7 条）	29
(3) 船舶検査活動（隊法第 84 条の 5、重要影響事態法第 2 条、船舶検査活動法）	30
2 日本 の 平和 と 安全 を 脅 か す 事 態 へ の 自 衛 隊 の 対 応	31
(1) 防衛出動待機命令（隊法第 77 条）	31
(2) 防衛施設構築の措置（隊法第 77 条の 2）	32
(3) 防衛出動下令前の行動関連措置（隊法第 77 条の 3）	33
(4) 防衛出動（隊法第 76 条、事態対処法）	33
(5) 外国軍用品等の海上輸送規制（海上輸送規制法）	35
(6) 国民保護等派遣（隊法第 77 条の 4、国民保護法）	36
(7) 海上保安庁の統制（隊法第 80 条）	38
(8) 捕虜の取り扱い（隊法第 94 条の 9、捕虜取扱い法）	39
第 3 章：国民及び国際社会との架け橋となる活動	42
1 自衛隊の能力を活用した自治体等への協力活動	42
(1) 土木工事等の受託（隊法第 100 条）	42
(2) 教育訓練の受託（隊法第 100 条の 2）	43
(3) 運動競技会に対する協力（隊法第 100 条の 3）	44
(4) 南極地域観測に対する協力（隊法第 100 条の 4）	44
(5) 国賓等の輸送（隊法第 100 条の 5）	45
(6) 諸外国軍隊に対する物品又は役務の提供（隊法第 100 条の 6～17 等）	45
2 自衛隊の活動を円滑に行うための国民への負担	47
(1) 防衛出動時における物資の収用等（隊法第 103 条）	47
(2) 展開予定地域内の土地の使用等（隊法第 104 条）	49
(3) 電気通信設備の利用等（隊法第 105 条）	50
(4) 訓練のための漁船の操業の制限又は禁止（隊法第 105 条）	51
第 4 章：国際社会の平和と安全を確保するための活動	51
1 国際平和協力業務（PKO 協力法）	51
2 国際緊急援助活動（JDR 法）	53
3 協力支援活動（隊法第 84 条の 5、国際平和支援法第 7 条）	55
4 搜索救助活動（隊法第 84 条の 5、国際平和支援法第 8 条）	56
5 船舶検査活動（隊法第 84 条の 5、国際平和支援法第 2 条、船舶検査活動法）	56
6 補給支援活動（旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法）	57
7 イラク復興援助（旧イラク人道復興支援特措法）	58

【凡 例】

- 設置法
 - ➡ 防衛省設置法
- 隊法
 - ➡ 自衛隊法
- 海賊対処法
 - ➡ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
- 重要影響事態法
 - ➡ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- 船舶検査活動法
 - ➡ 重要影響事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律
- 事態対処法
 - ➡ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- 海上輸送規制法
 - ➡ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
- 国民保護法
 - ➡ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- 捕虜取扱い法
 - ➡ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

- 米軍等行動関連措置法
 - ➡ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
- 警職法
 - ➡ 警察官職務執行法
- 国際平和協力法
 - ➡ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 国際緊急援助隊法
 - ➡ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律
- 国際平和支援法
 - ➡ 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- 旧テロ対策特措法
 - ➡ 旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法
- 旧補給支援特措法
 - ➡ 旧テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法
- 旧イラク人道復興支援特措法
 - ➡ 旧イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

第1章：国民の安心と安全を確保するための活動

1 平素から常続的に行われている自衛隊の活動

(1) 教育訓練（設置法第4条第1項第9号）

教育訓練は、自衛隊に与えられた任務遂行能力を強化するための、最も重要な基盤です。このため、種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢の維持・向上に努めています。

その活動の根拠となる設置法は「防衛省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めること」を目的として定められています。

自衛隊の教育・訓練は、わが国の防衛という任務を遂行するため、日常から指揮官をはじめ各隊員が高い資質と能力を持つとともに、部隊としても高いレベルを保ち、実力をいつでも発揮できる態勢を保持することを目的としています。その意味から、教育・訓練そのものが、自衛隊の日常の主要な任務のひとつともいえます。隊員に対する教育・訓練は、それぞれの分野ごとに、また隊員の能力レベルに応じて、「基本教育」と「練成訓練」が段階的に行われます。「基本教育」は隊員としての資質を養うとともに、職務遂行の基礎となる知識や技能を修得することを目指し、「練成訓練」は、訓練を行うことによって練度を向上させ、精強な部隊を作り上げることを目的としています。

(2) 警戒監視（情報収集）活動（設置法第4条第18項）

自衛隊は日頃から警戒監視に従事し、我が国の安全保障に関わる国内及び国外の情報を収集し、集めた情報を分析・評価することで、防衛力の整備や行動計画の策定などに必要な調査及び研究を進めています。この活動の根拠となるのが、設置法第4条第18項に規定されている防衛省の所掌事務であり、各自衛隊は防衛省の所掌事務に係る範囲で必要な情報を収集しています。ただ、警戒監視や情報収集に関する規定はこの法律以外には存在せず、実施の細部については防衛省訓令などにより規定され、個別の命令により活動しています。そのため、自衛隊の活動範囲の拡大を懸念する声も聞かれますが、警戒監視による情報収集活動は自衛隊の行動するあらゆる場面でその機会が存在しており、当該活動を適切に規定することの難しさも同時に指摘されています。ちなみに、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動や、国連安保理決議が禁止するいわゆる「瀬取り」への対応についても警戒監視（情報収集）の枠組みで実施されています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
設置法第4条第18項 (所掌事務)	第4条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 9 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること (中略) 18 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと



わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ

【参照：防衛白書】

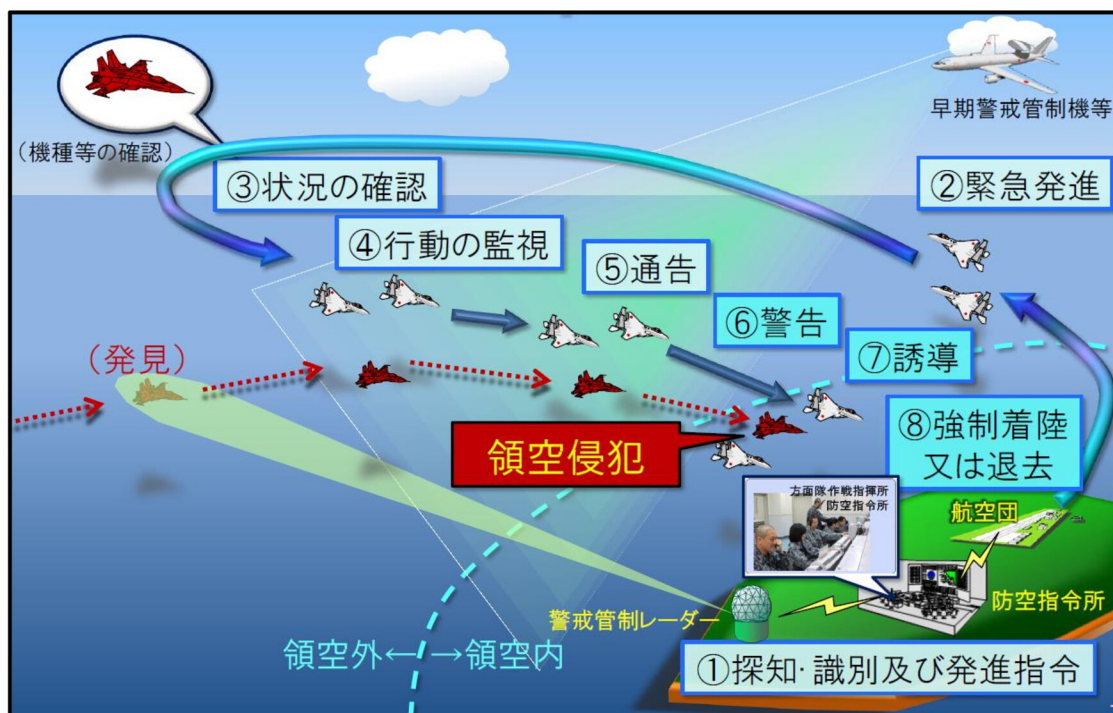
(3) 領空侵犯に対する措置（隊法第84条）

国家の主権は、その領土及び領水の上空に及びます。（国連海洋法条約第2条）各国は「その領域上の空間において完全かつ排他的な主権」を有しており、侵害を排除するために必要な措置をとることができます。（国際民間航空条約第1条）この領域上の空域は一般的に「領空」と呼ばれ、その水平範囲は領海の範囲と同じく12海里（国際海洋法条約第3条）までですが、高さに関する明確な規定はありません。この国家の領空に対する主権に反して外国の航空機が必要な手続きを踏むことなく不法に領空に侵入する行為を領空侵犯といいます。領空侵犯に対する措置は、平時における警察的行動の性格を有しており、これは国際法上国家に認められた領空主権の行為でもあります。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条 (領空侵犯に対する措置)	防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

領空侵犯に対する措置は国際法規及び慣例を踏まえて対処することとなっており、国際民間航空条約に準拠し対処手順が規定されています。航空自衛隊の対処手順は①領空侵犯機の確認、②領空侵犯機に対する領域外への退去又は最寄りの飛行場への着陸の警告、③領空侵犯機を着陸させる場合の飛行場への誘導、④警告、誘導に従わず、発砲する等の実力をもって抵抗するような場合、武器の使用を含む対抗措置をとる、となっています。

なお、武器の使用を含む対抗措置をとる場合は、正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合となっています。また、近年の東シナ海における中国の軍用機の活動の活発化にともない、航空自衛隊による対処以外にも海上自衛隊が洋上において可能な範囲でその役割の一翼を担うようになってきています。



領空侵犯に対する措置の要領（イメージ）

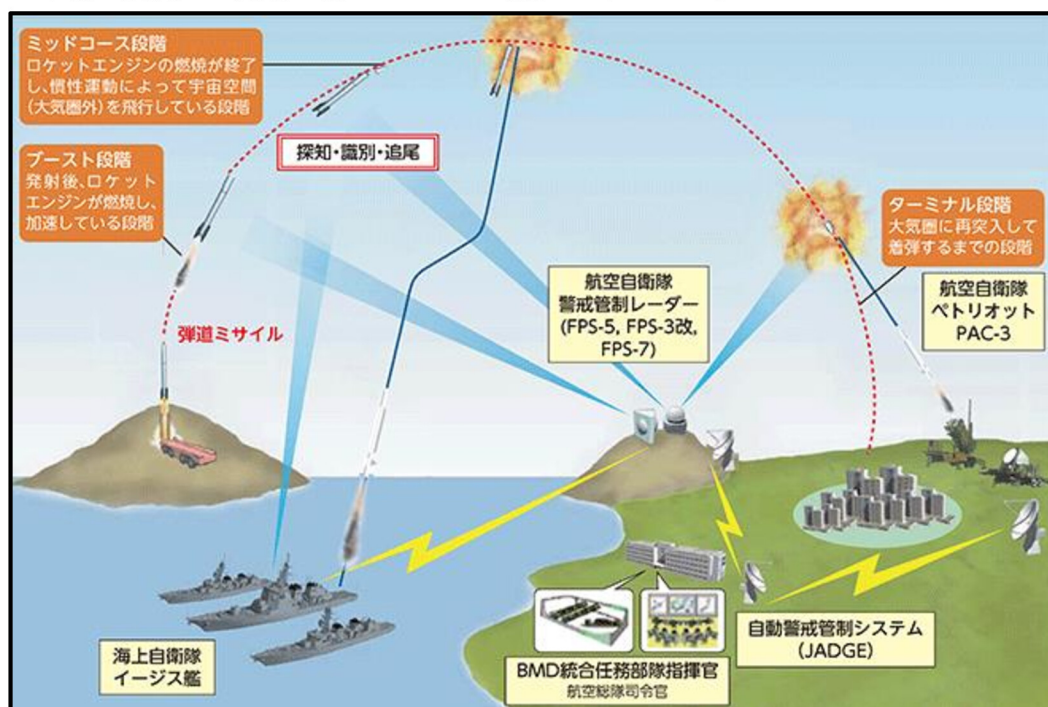
【参照：防衛白書】

(4) 弾道ミサイル等に対する破壊措置（隊法第 82 条の 3）

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 82 条の 3 (弾道ミサイル等に対する破壊措置)	1 弾道ミサイル等の落下によるわが国の人命及び財産に対する被害を防止するために必要に応じて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、これを破壊する措置をとる旨を命ずることができる。 2 事態が急変し内閣総理大臣の承認を得るいとまがない場合は事前に承認を受けた緊急対処要領に従い、前項の命令をすることができる。

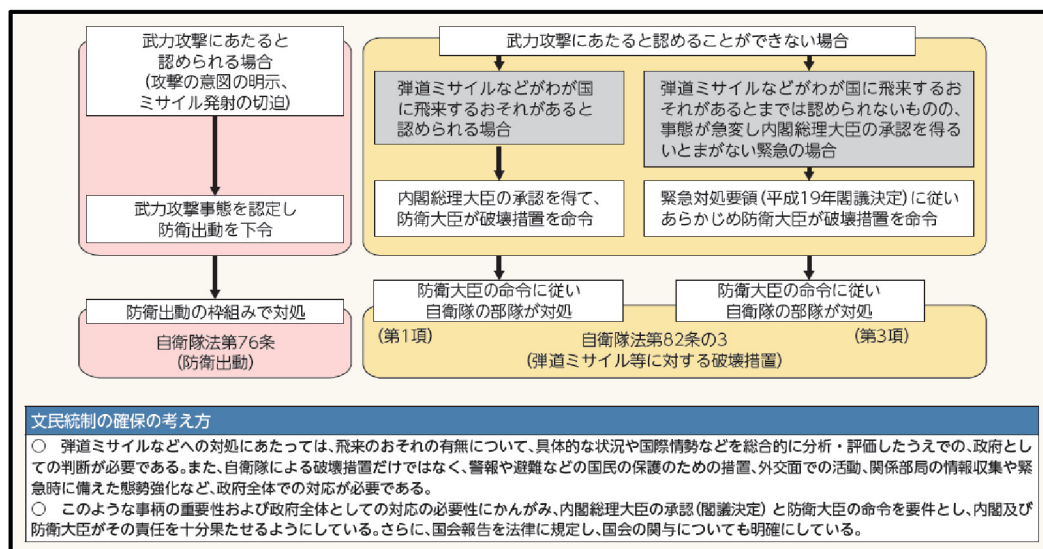
1998 年（平成 10 年）8 月 30 日に、北朝鮮から発射された弾道ミサイルと思われる物体が日本上空の大気圏外を通過するという事案は、日本国内に衝撃を与えました。

政府は 2005 年（平成 17 年）7 月に自衛隊法を改正し、「防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあり、その落下によってわが国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどが現に飛来したときには、当該弾道ミサイルなどをわが国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。」ことになりました。この改正により、発射の兆候を事前に察知することが困難な弾道ミサイルの発射に際し、あらゆる情報に基づき自衛隊の部隊を事前に展開させ発射に備えることが可能になりました。



BMD 整備構想・運用構想（イメージ図）

【参照：防衛白書】



弾道ミサイルなどへの対処の流れ

【参照：防衛白書】

（５）海賊対処行動（隊法第 82 条の 2、海賊対処法）

石油輸送の大動脈である中東のアデン湾やアフリカ東海岸からアラビア海にかけて海賊による航行船舶への襲撃が相次ぎ、国際社会としては 2008 年（平成 20 年）の国連安保理決議により関係国に対して軍艦の派遣等を含む必要な行動をとるよう呼びかけました。これに基づき、各国は現地に海軍を派遣し航行船舶に対する護衛を開始しました。我が国としては、2009 年 3 月に海上警備行動を発令し、護衛艦と航空機によりソマリア沖・アデン湾において日本関係船舶に対する護衛任務を開始しました。その後、2009 年（平成 21 年）6 月にはいわゆる「海賊対処法」が制定され、新法施行の 7 月以降は、海上警備行動から海賊対処法に切り替えて、日本関係船舶やそれ以外の民間船舶を海賊から護衛するための行動を開始しました。さらに、2013 年からは国際社会との連携を強化し、我が国の海賊対処行動をより効果的に実施するために、米国を中心とする連合任務部隊に参加し、護衛艦や航空機の派遣のみならず、司令部要員としての幕僚を派遣、2015 年（平成 27 年）には司令官を派出し、歴史上初めて日本が多国籍部隊の指揮を執ることになりました。なお、自衛官には司法警察権が与えられておらず、海賊の逮捕などの司法手続きが必要となることを考慮し、派遣される部隊には、海上保安庁派遣捜査隊として海上保安官が同乗しています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 82 条の 2 (海賊対処行動)	防衛大臣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成 21 年法律第 55 号：海賊対処法）の定めるところにより、自衛隊の部隊による海賊対処行動を行わせることができる。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第7条 (海賊対処行動)	防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができる。この場合においては、自衛隊法第八十二条の規定は、適用しない。
--	--

(6) 不発弾処理 (隊法附則第4条)

我が国の領土には、第二次世界大戦中に米軍が投下した爆弾等が「不発弾」として地中に残ったままになっており、戦後の宅地造成工事等において多数発見されています。

このような不発弾等の処理について、当初の間は、1947年(昭和22年)に占領軍の調達業務を担う行政機関として発足し、1962年(昭和37年)に防衛施設庁へと再編された特別調達庁が担当していましたが、その後一度通商産業省に移管され、再び1958年(昭和33年)、防衛庁に移管され現在に至っています。防衛庁に移管される際、隊法の附則として不発弾等の処理に関する規定が設けられています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
附則	4 自衛隊は、当分の間、防衛大臣の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

(7) 機雷等の除去 (隊法第84条の2)

我が国の領海では、第二次世界大戦後に日本の領海に残置された機雷等が多数処分されていましたが、連合軍最高司令部の命令により、我が国の主権回復後は自主的に逐次第2復員省、復員省、海上保安庁、海上警備隊が、そして防衛庁発足後は海上自衛隊が航路啓開業務として機雷・その他の爆発性危険物を処理しています。従来、機雷の除去は自衛隊の付随的任務の一つであり、隊法第99条として第8章の雑則に規定されていましたが、2007年(平成19年)の自衛隊改正により本来任務(従たる任務)と位置づけられ、今では隊法第84条の2に基づき海上自衛隊が処理しています。なお、湾岸戦争後の1991年には、掃海部隊がペルシャ湾に派遣され、自衛隊として初の海外での実任務として機雷の除去を実施しました。ちなみに、終戦後の機雷の除去は、戦闘行為とは無関係の任務となりますが、機雷の除去が戦闘行為として当該戦争への関与となることがあります。例えば、日本の領海に機雷が存在したとしても、その機雷が武力攻撃の一環として敷設された機雷(浮遊機雷)であるか、遺棄された機雷(浮流機雷)であるかにより、機雷の処分が武力の行使となるか否かを左右することになります。

一般に、外国による武力攻撃の一環として敷設されている機雷を排除する場合は、隊法第 84 条の 2 による平時の危険物の除去としてではなく、防衛出動を下令して隊法第 88 条による自衛権に基づく武力の行使として機雷を排除することになります。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条の 2 (機雷等の除去)	海上自衛隊は、防衛大臣の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(8) 在外邦人等の保護措置 (隊法第 84 条の 3)

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際し、外務大臣から在外邦人等の警護、救出など、又は輸送の依頼があった場合、外務大臣と協議をした上で、隊法第 84 条の 3 (在外邦人等の保護措置) に基づき、当該在外邦人等の保護措置を行うことができます。現在多くの国民が世界各国に在住する状況にありますが、これらの国すべてが必ずしも安全ではなく、状況によっては国内での災害や騒乱による治安の悪化や紛争などが生起する可能性もあります。その様な状況においては、我が国においては国民の生命を守るため、自衛隊の部隊が在外邦人等の保護を行うこととなります。その際、外務大臣からの在外邦人等の警護、救出などの依頼を受け、実施の細部を外務大臣と協議することになりますが、自衛隊が派遣先において活動するためには、現地の状況や関係する各国の動向など様々な情報が必要になります。そのため、日頃からあらゆる国との情報交換に努めるとともに、在住する邦人との連絡体制の確立が当該活動の成否を左右することになります。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条の 3 (在外邦人等の保護措置)	防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。 1 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行

	為をいう。)が行われることがないと認められること。 2 自衛隊が当該保護措置(武器の使用を含む。)を行うことについて、当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関)の同意があること。 3 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。
--	---

(9) 在外邦人等の輸送(隊法第 84 条の 4)

在外邦人等の輸送は、1991 年(平成 3 年)10 月 18 日の政府専用機検討委員会の決定に基づき主として総理大臣等の輸送のほか、必要に応じて国際緊急援助活動及び国際平和協力業務の実施のための輸送ができることとし、さらには、緊急時における在外邦人の保護のための輸送ができるように自衛隊法に追加されました。

2013 年(平成 25 年)1 月にアルジェリアで発生した邦人等に対するテロ事件を受けて、車両による陸上輸送を実施できるように規定の追加等の改正が行われました。

また、2021 年(令和 3 年)8 月のアフガニスタンからの邦人輸送の際、アフガニスタンから退避させることができたのは希望した邦人 1 人と米国から依頼されたアフガン人 14 人とどまった。この結果、活動期限を迎えた自衛隊機が撤収したあとに日本大使館や JICA に勤務する現地の協力者とその家族約 500 人が取り残されたことから、そのような日本への協力者とその家族も輸送すべきとの批判が噴出したため、顕在化した判断の遅れと我が国に協力する外国人の輸送も可能とするため、2022 年(令和 4 年)4 月に法改正がなされた。

なお、輸送のために使用できる機材等は次のとおりです。

- ①輸送のために使用している航空機
- ②輸送に適した船舶
- ③上記船舶に搭載された回転翼機
- ④特に必要と認められるときは、当該輸送に適する車両

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条の 4 (在外邦人等の輸送)	1 防衛大臣は、「外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合において、当該輸送において予

	想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該方策を講ずることができると認めるときは、当該邦人の輸送を行う」ことができる。
--	--

2 自衛隊の任務遂行に必要な権限に基づく活動

(1) 自衛隊の武器等の防護（隊法第 95 条）

自衛隊は隊法第 87 条により任務の遂行に必要な武器を保有することができます。自衛隊の保有する武器等は我が国の防衛力を構成する重要な物的手段であり、これら武器等が奪取又は破壊される危険があります。自衛隊が任務を遂行するにはこれら武器等を防護する必要がある、警護や防護の対象となる武器等及びこれを警護あるいは武器等を操作している自衛官等を防護するために武器の使用が認められています。ただし、武器を使用できるのは他に手段のないやむを得ない場合に限りされており、しかもその事態に応じ合理的に必要と判断される限度としていわゆる「警察比例の原則」によることが明らかにされています。また、人に危害を与えることが認められるのは、「危害許容要件」として刑法第 36 条（正当防衛）又は第 37 条（緊急避難）に該当する場合に限りされています。自衛隊の武器等の防護による武器の使用は、あくまでも自衛隊の武器等を奪取、破壊しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な行為であることから、それが日本の領域外で行われたとしても憲法 9 条第 1 項で禁止された「武力の行使」には該当しないと整理されています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 95 条 （武器等の防護のための武器の使用）	自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料（以下「武器等」という。）を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第 36 条又は第 37 条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(2) 米国軍隊等の部隊の武器等の防護（隊法第 95 条の 2）

2015 年（平成 27 年）に改定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の実効性を確保するための取り組みとして、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護するた

め、隊法 95 条の 2 の規定が追加されました。これにより、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（重要影響事態に際して行う輸送や補給等の活動、情報収集や弾道ミサイル等へ警戒監視活動、日本を防衛するために必要な共同訓練等）に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため自衛官が武器を使用することができるようになりました。この際の警護は合衆国軍隊等から要請があった場合に限られ、防衛大臣が当該合衆国軍隊等の部隊が自衛隊と連携して従事する活動が「我が国の防衛に資する活動」に該当するかの適否や自衛官による警護の必要性について判断することになります。

また、武器の使用に際しては隊法第 95 条と同様に「警察比例の法則」や「危害許容要件」の適用が明らかにされています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 95 条の 2 （合衆国軍隊等の武器等の防護のための武器の使用）	自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第 36 条又は第 37 条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があった場合であって、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

（３）自衛隊の施設の警護（隊法第 95 条の 3）

自衛隊の施設については、武器等と異なり奪取は不可能であり、また、通常その破壊が容易でなく長時間を要することから、一般警察力による防護が可能と考えられていたため、自衛隊は国有財産法に基づく施設の管理の一環として、武器の使用を伴わない一般的な警備を行ってきました。しかし、2001 年（平成 13 年）9 月 11 日の米国における同時多発テロの教訓は、従来は破壊が容易でないと考えられていた施設に対する大規模な破壊行為が平時においても可能であることを示すものであったため、通常時から武器の使用を伴った形態による施設の警護が必要との考えにより、同年 11 月の隊法改正により自衛隊の施設の警護のために武器の使用が可能となりました。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 95 条の 3 (自衛隊の施設の警護のための武器の使用)	自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であって、自衛隊の武器等を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、(中略)を職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(4) 対象施設の安全の確保(隊法第 95 条の 4)

2015 年(平成 27 年)4 月、民間人が何らの許可なく首相官邸屋上に小型無人機を着陸させ、後に発見された事案が発生しました。この事案を踏まえて、危機管理の観点から重要な施設及び周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止する法律の案が議員立法により国会に提出され、審議の結果、2016 年(平成 28 年)「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」として成立しました。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 95 条の 4 (対象施設の安全の確保のための権限)	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第十条第三項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(5) 自衛隊部内の治安維持(隊法第 96 条)

陸・海・空の各自衛隊には部内の秩序維持の職務に専従する隊員が所在しており刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定による司法警察員として職務を行う 3 等陸曹、3 等海曹及び 3 等空曹以上の自衛官は、警務官(特別司法警察職員)と呼ばれています。

各自衛隊に、防衛大臣直轄部隊として陸上自衛隊は「警務隊」、海上自衛隊は「海上自衛隊警務隊」、航空自衛隊は「航空警務隊」が、それぞれ編成されており、隊員は特別司法警察職員として捜査権を持ち、自衛隊員による犯罪や自衛隊の所有する施設や物に対する犯罪などについて捜査を実施します。

警務官は各国の軍隊の憲兵に相当する存在ですが、旧日本軍の憲兵と異なり、一般国民に対する司法警察権や行政警察権を有しません。独自の起訴や裁判、法的処分を行なうことがないのは一般の警察官と同様です。警察官等他の司法警察職員と同様、逮捕して取り調べた被疑者については、検察庁へ送致することになります。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 96 条 (部内の秩序維持に専念する者の権限)	自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。 一 自衛官並びに統合幕僚監部、（中略）（以下、この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪 二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪 三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

3 災害対処のための自衛隊の活動

(1) 災害派遣（隊法第 83 条）

災害派遣とは、各種災害によって人命または財産などに損害が及ぶような事態において、これらを保護することを目的として、自衛隊が行う応急的な救援活動です。

都道府県知事等は災害が発生した際、人命または財産を保護するため必要があると認める場合は、自衛隊の部隊等の派遣を防衛大臣や自衛隊の主要な部隊長等に対して要請することができます。この要請を受けた防衛大臣や自衛隊の主要な部隊長は、やむを得ない事態であると認める場合には、その部隊等を救援のために派遣することができます。また、発生した災害の状況に応じ、特に緊急性があり、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合には、要請を待つことなく部隊等を派遣することができます。なお、我が国への武力攻撃が発生した事態などに起因する災害に対する自衛隊の活動は、この法律の規定する活動とは別のものとして整理されています。

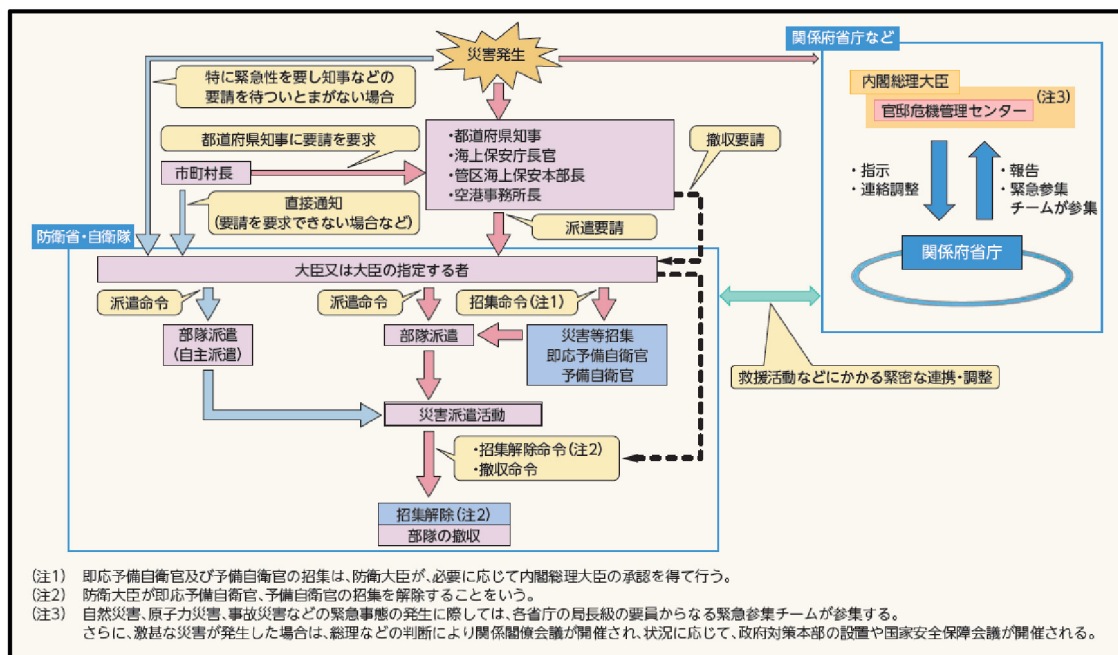
根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 83 条 （災害派遣）	都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。 4 第 1 項の要請の手続きは、政令で定める。 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害及び同法第 183 条において準用する同法第 14 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

（２）地震防災派遣（隊法第 83 条の 2）

地震防災派遣とは、地震が発生する前において、地震防災応急対策の支援活動のため部隊等を派遣するものです。これらの規定は、1978 年（昭和 53 年）6 月、大規模地震対策特別措置法の制定に伴い地震防災対策の一環として設けられた規定です。この規定に基づき、「地震災害警戒本部長」たる内閣総理大臣は、防衛大臣を通じて、部隊等に対して、地震災害応急対策を的確かつ迅速に援助するための活動を命じることができます。

大規模地震対策特別措置法は、東海地震を対象として制定されたものであり、2014 年（平成 26 年）10 月現在、これらに加え、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定されています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 83 条の 2 (地震防災派遣)	防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法第 11 条第 1 項に規定する地震災害警戒本部長から同法第 13 第 2 項の規定による要請があった場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。



要請から派遣、撤収までの流れ及び政府の対応

【参照：防衛白書】

(3) 原子力災害派遣（隊法第 83 条の 3）

自衛隊は、原子力災害が発生した場合に、原子力災害対策本部長からの要請に基づき部隊等を支援のために派遣することができます。この規定は、1999 年（平成 11 年）10 月に茨城県東海村で発生した核燃料加工施設の臨界事故の教訓を踏まえて原子力災害対策特別措置法が制定されたことに伴い設けられたものです。

ちなみに、隊法第 83 条の規定による災害派遣では都道府県知事等からの要請に基づく出動であるのに対して、原子力災害派遣では原子力緊急事態宣言に基づき災害対策本部長となった内閣総理大臣が防衛大臣に対し出動要請を行います。

また、通常の災害派遣とは異なり、実施部隊の長には、陸上総隊司令官（陸上自衛隊）、自衛艦隊司令官、地方総監（海上自衛隊）または航空総隊司令官（航空自衛隊）が指定されています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 83 条の 3 第 1 項 (原子力災害派遣)	防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長から同法第 20 条第 4 項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

4 治安維持のための自衛隊の活動

国内における人命もしくは財産の保護または治安の維持については、第一義的に警察機関の責務ですが、都道府県警察といった一般の警察力をもっては治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊による治安出動により治安の維持を図ることになります。このような治安出動の性格は警察作用であり、隊法第 3 条に規定された自衛隊の本来任務のうち、いわゆる「従たる任務」である「公共の秩序の維持」に該当する活動となります。

治安出動には、発令の手続きと要件の相違によって、「命令による治安出動」（隊法第 78 条）と「要請による治安出動」（隊法第 81 条）の 2 つの類型がありますが、出動時の権限は同じです。

(1) 治安出動待機命令（隊法第 79 条）

防衛大臣は、自衛隊に対し「命令による治安出動」が発せられることが予測される場合において、内閣総理大臣の承認を得て自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができます。

本来、「命令による治安出動」に限らず、自衛隊に与えられた任務を円滑かつ効果的に行うために、防衛大臣以下の者は、その有する権限に基づき、情勢に応じ合理的に必要と認められる範囲内において、自衛隊内で色々な準備を行うことは、このような規定がなくても行うことは可能です。それにも関わらず、本条が設けられた意義の一つは、「命令による治安出動」という行動の重要性を踏まえ、「治安出動待機」という特定の法律状態を形成することにより、職務に従事する隊員に一定の法的な強制力を行使することによって、出動命令が発せられた場合に直ちに出動できる態勢を整えることにあるとされています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法 79 条 (治安出動待機命令)	防衛大臣は、事態が緊迫し、前条第 1 項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し

	出動待機命令を発することができる。 2 前項の場合においては、防衛大臣は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。
--	---

(2) 治安出動下令前に行う情報収集（隊法第 79 条の 2）

自衛隊は、設置法第 4 条第 18 号の規定（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づき、平素から、所掌事務の遂行に必要な情報収集を行うことができます。しかし、従来は、この場合において、武器の使用権限は伴っておらず、武器を携帯することはできない状態でした。このような中、2001 年（平成 13 年）の米国における同時多発テロの教訓に基づく隊法の改正の際に、治安出動に備えた情報収集中の不測の事態に対して隊員の安全を確保できるよう、行動と権限の側面から規定が新設されました。この規定により、武装工作員等我が国に侵入するなど外部からの武力攻撃にあたらないような不法行為に有効に対処できるよう、自衛隊の部隊が治安出動下令前の事態緊迫時においても武器を携帯して情報収集活動を行うことができるようになりました。

なお、この際には自己保存のための自然権的権利というべき「自己防護のための武器」の必要最小限の使用が認められています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法 79 条の 2 （治安出動下令前に行う情報収集）	防衛大臣は、事態が緊迫し第 78 条第 1 項の規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携帯する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる。

(3) 要請による治安出動（隊法第 81 条）

都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができます。内閣総理大臣は、事態やむを得ないと認める場

合には、部隊等の出動を命ずることができます。この場合の「治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合」とは、一地方の事態ではあるものの、一般の警察力をもっては治安を維持することができないと認められる事態であり、その判断は、都道府県知事が行うこととされています。この際、「都道府県公安委員会と協議の上」とされているのは、当該公安委員会が、その管轄する都道府県の治安問題について、最も妥当な専門的判断を行える組織であり、知事の要請判断を妥当なものとするためです。内閣総理大臣に対する要請は、最寄りの駐屯地司令等を経由し、原則として、文書で行うこととされています。

また、事態が収まり、部隊等の出動の必要性がなくなると認められる場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、速やかに部隊等の撤収を要請しなければならないとされています。要請手続きは、出動の際の要請手続きと同じとなっています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法 81 条 （要請による治安出動）	都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。 2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。 3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要性がなくなると認める場合には、内閣総理大臣に対しすみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。 4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要性がなくなると認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。 5 都道府県知事は、第 1 項に規定する要請をした場合には、事態が収った後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。 6 第 1 項及び第 3 項に規定する要請の手続は、政令で定める。

(4) 命令による治安出動（隊法第 78 条）

内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができます。この場合の「間接侵略」とは、外国の教唆または干渉によって引き起こされた内乱または騒擾を想定しており、他方で、干渉が不正規軍の進入のような形態をとり、我が国に対する組織的、計画的な武力行使に該当する場合には、国内における緊急事態の範疇を超えることから、「防衛出動」により対処することとなります。また、「その他の緊急事態」とは、外国の教唆または干渉と関係なく生起する大規模な内乱等であり、例えば複数の都道府県にわたり同時に生起する形態の騒擾事案または長期にわたり継続するような騒擾事態などを指します。

命令による治安出動の命令権者は、内閣総理大臣ですが、命令にあたっては、閣議決定された方針に基づき行うこととなっています。他方、いわゆるグレーゾーン事態においても迅速かつ的確な対応を行うべく、治安出動等の発令手続きを迅速化する閣議決定を 2015 年（平成 27 年）5 月に行っています。

また、内閣総理大臣は、命令により治安出動を命じた場合には、出動を命じた日から 20 日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならないとされています。

さらに、国会において不承認の議決があったとき、または出動の必要がなくなったときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならないとされています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法 78 条 (命令による治安出動)	内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から 20 日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、又は出動の必要がなくなったときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(5) 海上における警備行動（隊法第 82 条）

海上において人命若しくは財産の保護や治安を維持するため必要があると判断された場合に命ぜられる行動であり、海上自衛隊の 3 等海曹以上の自衛官は海上保安庁法第 16 条及び第 17 条、第 18 条の規定が準用され、船舶を停止させ立入検査を行うなどその職務を執行することができます。その際、警職法第 7 条の規定が準用され、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に抵抗の抑止のため武器を使用することができます。なお、武器の使用権限については、海士長以下の海上自衛官の他にも陸上や航空自衛官についても警職法第 7 条に基づく自己若しくは他人を防護するための武器の使用が認められています。ただし、武器等を防護する際と同様に「警察比例の原則」や「危害許容要件」が適用され、正当防衛若しくは緊急避難に該当する場合、又は凶悪な犯罪者が職務に抵抗する場合を除き人に危害を与えることはできません。

これまで、海上における警備行動が発令されたのは、能登半島沖不審船事案（1999 年）、漢級原子力潜水艦領海侵犯事案（2004 年）、ソマリア沖の海賊対処（2009 年）ですが、能登半島沖不審船事案において警職法 7 条の準用だけでは逃走を続ける不審船を停船させることはできないとの教訓から、2001 年（平成 13 年）に海上保安庁法が改正され、これと同時に自衛隊法が改正され当該海上保安庁法第 20 条第 2 項を準用することにより、防衛大臣が認める場合には抵抗又は逃走を続ける船舶に対し停船させるため、船体への射撃の結果として人への危害が及ぶことを許容する危害射撃を実施することができるようになりました。

これに加え、近年尖閣諸島周辺において主権免除を有する中国の政府船舶による領海への侵入事案が多発していることから、中国の軍艦が我が国の領海内で無害通航に該当しない航行を行う場合に備え、2015 年（平成 27 年）5 月に海上警備行動発令の迅速化のための閣議決定「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う軍艦への対処について」がなされました。これにより、我が国の領海及び内水において外国軍艦や政府船舶が無害でない航行を続け、海上保安庁での対応が困難な場合には、海上警備行動を発令し自衛隊が我が国の主権を侵害する外国軍艦や政府船舶に対し侵害行為に比例した必要な措置をとることが確認され、いわゆる「領域警備法」整備の必要性に関する国会等での議論に一応の決着が見られました。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 82 条 (海上における警備行動)	防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

隊法第 93 条 (海上における警備行動時の権限)	警察官職務執行法第 7 条の規定は、第 82 条の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。 2 海上保安庁法第 16 条、第 17 条第 1 項及び第 18 条の規定は、第 82 条の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。 3 海上保安庁法第 20 条第 2 項の規定は、第 82 条の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。
--------------------------------------	---

(6) 自衛隊の施設等の警護出動(隊法第 81 条の 2)

自衛隊の施設等の警護出動の制度は、2001 年(平成 13 年)9 月 11 日の米国同時多発テロを受けて制定された「テロ対策 3 法」(旧テロ対策特別措置法、海上保安庁法一部改正法及び自衛隊法一部改正法)の中で法制化されたものです。具体的には、「大規模なテロが外国で発生して、我が国においても同様のテロ攻撃の恐れがある場合」は、それだけでは治安出動に至らない事態ではあるものの、「特に治安出動の際に行動する自衛隊、また、有事の際に行動する米軍、これらの防衛関連施設はそういう事態においても警護出動をもって警護することが必要」であることから設けられたものです。

警護の対象となる施設としては、①自衛隊の施設、②日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設及び区域(同協定第 2 5 条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。)が想定されています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 81 条の 2 (自衛隊施設等の警護出動)	内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

第2章：我が国の平和と安全を確保するための活動

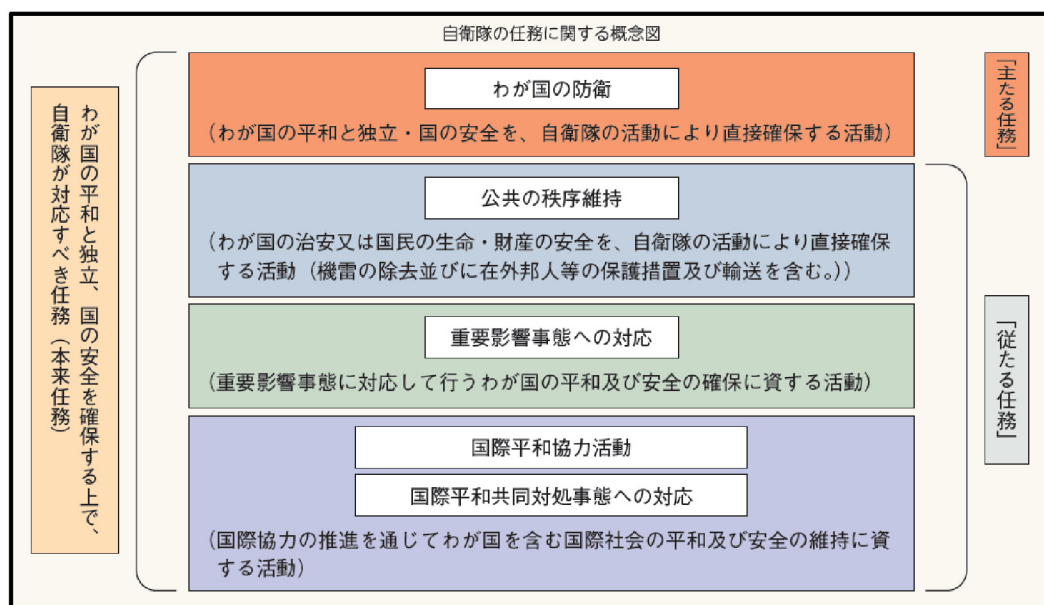
1 日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態での自衛隊の活動

(1) 後方支援活動（隊法第84条の5、重要影響事態法第6条）

この活動は、自衛隊の任務を定めた隊法第3条第2項のうち第1号に規定された「重要影響事態安全確保法」に基づく活動です。この法律は1997年（平成9年）の「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直しにより制定された「周辺事態安全確保法」が2015年（平成27年）の「平和安全法制」の整備にともない改正されたものです。これにより、活動地域の範囲は我が国周辺に限るという規定や後方地域の概念が明示的に削除され、後方支援活動の対象も国連憲章の目的達成に寄与することを条件に米軍以外の外国軍隊や沿岸警備隊などの組織にも拡大されました。重要影響事態（そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態）に際して自衛隊は後方支援活動として合衆国軍隊等に対し物品及び役務（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用及び訓練業務）を提供することができます。なお、武器の提供は行わないものの「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施することができるとされていますが、いずれも憲法上の他国の武力と一体化しないということについては、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないという要件により担保されています。また、武力行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、①「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない。②自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、又はそれが予測される場合には一時休止等を行う。③防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等には、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中断を命じなければなりません。

さらに、武器の使用については、自己又は自己とともに現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合など、具体的な職務を行う際にのみに限定した自己保存のための自然権的権利というべき武器使用が認められています。この場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができます。また、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか人に危害を与えてはなりません。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条の 5 (後方支援活動等)	防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。 一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 後方支援活動としての物品の提供 (中略) 2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。 一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 防衛省の機関又は部隊等による後方支援活動としての役務の提供及び部隊等による搜索救助活動
重要影響事態法第 6 条 (自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実施)	防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。 2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。



(2) 搜索救助活動（隊法第84条の5、重要影響事態法第7条）

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条の 5 (後方支援活動等)	防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。
重要影響事態法第 7 条 (搜索救助活動の実施等)	防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

(3) 船舶検査活動（隊法第 84 条の 5、重要影響事態法第 2 条、船舶検査活動法）

重要影響事態において、貿易その他の経済活動にかかわる規制措置であってわが国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、国連安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国（海洋法に関する国際連合条約 91 条に規定するその旗を掲げる権利を有する国）の同意を得て、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業目的のみに使用されるものを除く）の積荷及び目的港を検査・確認し、必要に応じ船舶の目的地の変更を要請することができます。

船舶検査活動は、1997 年（平成 9 年）に見直された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の実効性を確保するための取り組みである「周辺事態安全確保法」とは別に 2000 年（平成 12 年）年に成立した「船舶検査活動法」に基づく活動です。2015 年（平成 27 年）の安全保障法制の整備にともない周辺事態の概念である「我が国領海又は我が国周辺の公海において」という文言が「船舶検査活動法」から削除されました。

船舶検査活動の実施の態様には、①航行状況の監視、②自己の存在の顕示、③船舶の名称などの照会、④乗船しての検査・確認、⑤航路などの変更の要請、⑥船長などに対する説得、⑦接近、追尾などがあります。また、船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際しての武器の使用については、後方支援活動と同様に自己保存のための自然権的権利というべき武器の使用が認められています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条の 5 （後方支援活動等）	防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。
重要影響事態法第 2 条 （重要影響事態への対応の基本原則）	政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第二条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。
船舶検査活動法第 3 条の 1 （船舶検査活動の実施）	重要影響事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。

2 日本の平和と安全を脅かす事態への自衛隊の対応

日本の平和と独立、国民の安全を守ることを目的とし、他国からの武力攻撃への対処に関して、基本理念、政府や地方公共団体などの責務、手続きなどを定めた「事態対処法」

（正式名称は「武力攻撃事態等及び存立危機事態における独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」）により、日本が直接武力攻撃を受ける「武力攻撃事態」への対応だけでなく、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」として「存立危機事態」に際して自衛隊が対応できるようになりました。

具体的には我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況において集団的自衛権を行使し自衛隊の「防衛出動」による対応が可能となりました。

（1） 防衛出動待機命令（隊法第 77 条）

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（武力攻撃事態）には至っていないものの、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態（武力攻撃予測事態）においては、自衛隊に対し防衛出動待機命令が発令されます。この命令が発令されるに当たっては、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるために、①予備役の招集 ②軍の要員に禁則令をかけ、③非常呼集をし、④我が国を攻撃するためとみられる軍事施設を新たに構築するなど、が客観的に判断されます。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 77 条 (防衛出動待機命令)	防衛大臣は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

この「防衛出動待機命令」は、事態が緊迫して防衛出動命令が発令されることが予測される場合において、武器の整備、人員の補充、食料等の補給等様々な準備作業を行うために発令されるものです。ただし、「防衛出動命令」が発出される以前に必ず発せられるものではなく、その時の情勢などを考慮して総合的に判断されます。また、「防衛出動待機命令」が発令された場合は、例えば、外出の禁止、物資のある程度の移送など

自衛隊の部隊の活動が円滑に実施されるための措置が取られる可能性があります。

（２）防衛施設構築の措置（隊法第 77 条の 2）

武力攻撃予測事態においては、その後の武力攻撃に備えてあらゆる準備を行います。

その中でも、敵国の軍隊の実施する武力攻撃に対処するため、陣地等の防衛施設を構築することは極めて重要です。防衛施設を構築するために土地を使用することは、従来から防衛出動命令以降であれば、隊法 103 条に基づいて可能でしたが、時間を要する陣地構築等についてはその時点では遅過ぎるとして、有事法制研究においても問題とされていました。そこで、武力攻撃予測事態において陣地等の防衛施設を構築し得る根拠として、2004 年（平成 16 年）に隊法第 77 条の 2 が設けられました。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 77 条の 2 (防衛施設構築の措置)	防衛大臣は、事態が緊迫し、…防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（以下「展開予定地域」という。）があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設（以下「防衛施設」という。）を構築する措置を命ずることができる。

ここで言う「防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（展開予定地）」とは、自衛隊がその持っている能力を最大限に発揮し、かつ相手国部隊の攻撃から防御するため、事態緊迫時から防衛施設を構築しておく必要があると認められる地域を指します。展開予定地域の具体的な地理的「範囲」については、相手国部隊の侵攻形態や規模などにより変化し得ますが、当該地域においては、自衛隊の部隊等が防衛施設を構築できるだけでなく、防衛出動下令前に法で規定される範囲内での土地の使用及び武器の使用が可能となることから、当該地域は必要最小限の範囲とされるべきものと考えられています。また、「陣地その他の防御のための施設（防衛施設）」とは、戦闘行動に直接必要となる施設及びこれと一体となって使用される施設です。具体的には、各種火器用の掩体等、戦闘行動のために直接必要となる陣地及び施設、障害物等（鉄条網、戦車壕、指揮所、監視所等）です。

(3) 防衛出動下令前の行動関連措置（隊法第 77 条の 3）

事態対処法制整備の一環として 2004 年(平成 16 年)制定された「米軍行動関連措置法」は「アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置」に関して必要な我が国の措置が規定されていました。その後、2015 年（平成 25 年）の平和安全法制整備の一環として当該法も改正されました。この改正を受け、防衛出動が下令される前に米軍を含む外国の軍隊に対し、物品の提供又は役務の提供が実施できるように、隊法第 77 条の 3 の規定が設けられました。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 77 条の 3 (防衛出動下令前の行動 関連措置)	防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、…防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。 2 防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛省の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。

米軍行動関連措置法の第 10 条に示されている「自衛隊による行動関連措置として物品および役務の提供の実施」とは、以下のとおりです。

- ① 防衛大臣又はその委任を受けた者による自衛隊に属する物品の提供
- ② 防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊による役務の提供
- ③ 内閣総理大臣の承認を得て防衛大臣が認めた防衛省の機関又は自衛隊の部隊等による役務の提供
- ④ 補給（武器の提供を行う補給を除く。）輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

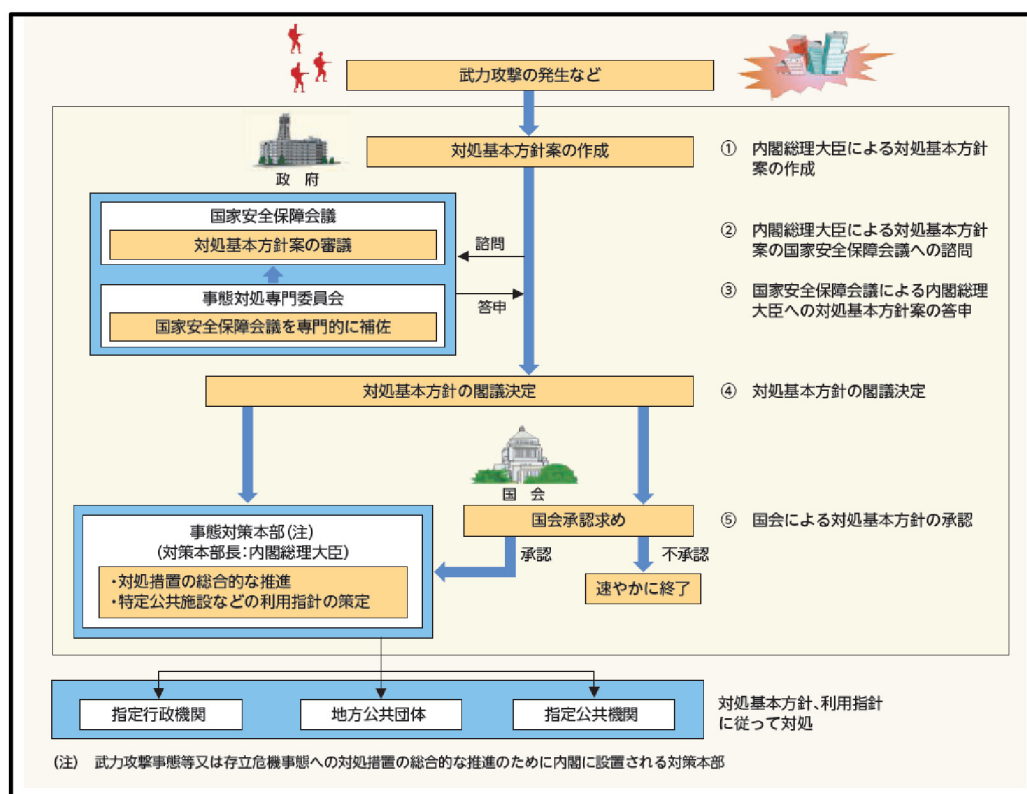
(4) 防衛出動（隊法第 76 条、事態対処法）

我が国が自衛権を発動し自衛隊の武力行使が可能となる防衛出動には、いわゆる「1 号出動」と「2 号出動」に大別されます。このうち「1 号出動」は我が国に対する武力

攻撃に対して、我が国固有の個別的自衛権に基づく防衛出動であり、隊法第 76 条第 1 項第 1 号に規定されています。これに対し同項第 2 号は、2014 年（平成 26 年）7 月 1 日の閣議決定において一部集団的自衛権を容認したことを受けて 2015 年（平成 27 年）の平和安全法制の整備に伴い、加えられた規定です。当該規定に基づいて、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」においても、「第 2 号出動」である防衛出動が可能となりました。

内閣総理大臣は、防衛出動を命ずる前提として、武力攻撃事態又は存立危機事態を認定します。（事態対処法第 9 条）。防衛出動を命じられるのは、自衛隊の全部又は一部です。すなわち、武力攻撃事態が認定されたとしても、その事態によっては、一部の自衛隊の部隊にのみ防衛出動命令が発せられ、その他の部隊は、防衛出動以外の任務に従事する場合があります。防衛出動を命ぜられた自衛隊は「わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。」（隊法 88 条）。また、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取り扱いに関する法律等が適用されるほか、隊法等に規定された様々な適用除外規定が適用されます。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 76 条 （防衛出動）	内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。 一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態 2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなったときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。



武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続き【参照：防衛白書】

(5) 外国軍用品等の海上輸送規制（海上輸送規制法）

武力攻撃事態や存立危機事態において攻撃を行う外国軍隊等に向けて商船等が大量破壊兵器、武器、弾薬、兵員等の外国軍用品等を搭載して海上輸送する状況が十分想定されこれを阻止する必要があります。そのため、2003年（平成15年）に成立した事態対処法制整備の一環として2004年（平成16年）に武力攻撃事態における海上輸送規制法が制定されましたが、2015年（平成27年）に成立した平和安全法制により存立危機事態を含むものと改正されました。いずれも戦時国際法におけるいわゆる臨検や拿捕とは異なり、自衛権の行使に伴う必要最小限度の範囲内の措置として国際法上正当化され憲法上も許されるものとされています。

海上輸送規制の措置として、海上自衛隊は定められた実施区域において航行している船舶が外国軍用品等を輸送しているかどうかを確かめるため船舶の進行を停止させて停船検査を行い必要な質問を行います。その際、船舶の進行停止を繰り返し命じてもこれに抵抗し、又は逃亡しようする場合など他に手段がないと信じるに足る相当な理由があるときは、その事態に応じ合理的等と判断される限度において職務遂行のため武器を使用することができます。停戦検査の結果、積荷が外国軍用品である場合には当該外国軍用品の引渡しを受けるか、当該船舶を日本の港に回航させ、船舶と積荷を防

衛省が臨時に設置する外国軍用品審判所に送致することができます。

なお、この活動は自衛権の行使に伴う措置であり、第2章で述べた重要影響事態又は第4章で述べる国際平和共同対処事態に際し国連安保理決議を根拠に帰国の同意を得て行う船舶検査活動とは異なります。また、2009年（平成21年）の北朝鮮の核実験への非難と経済制裁を定めた国連安保理決議を踏まえ海上保安庁等が実施する警察活動である貨物検査特措法に基づく活動とも異なります。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第94条の8 （防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）	第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。
海上輸送規制法第4条 （海上自衛隊の部隊による措置）	防衛大臣は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海、外国の領海（海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。）又は公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、同章の規定による措置を命ずることができる。 2 防衛大臣は、前項の規定による命令をするときは、停船検査を実施する区域（以下「実施区域」という。）を告示して定めなければならない。

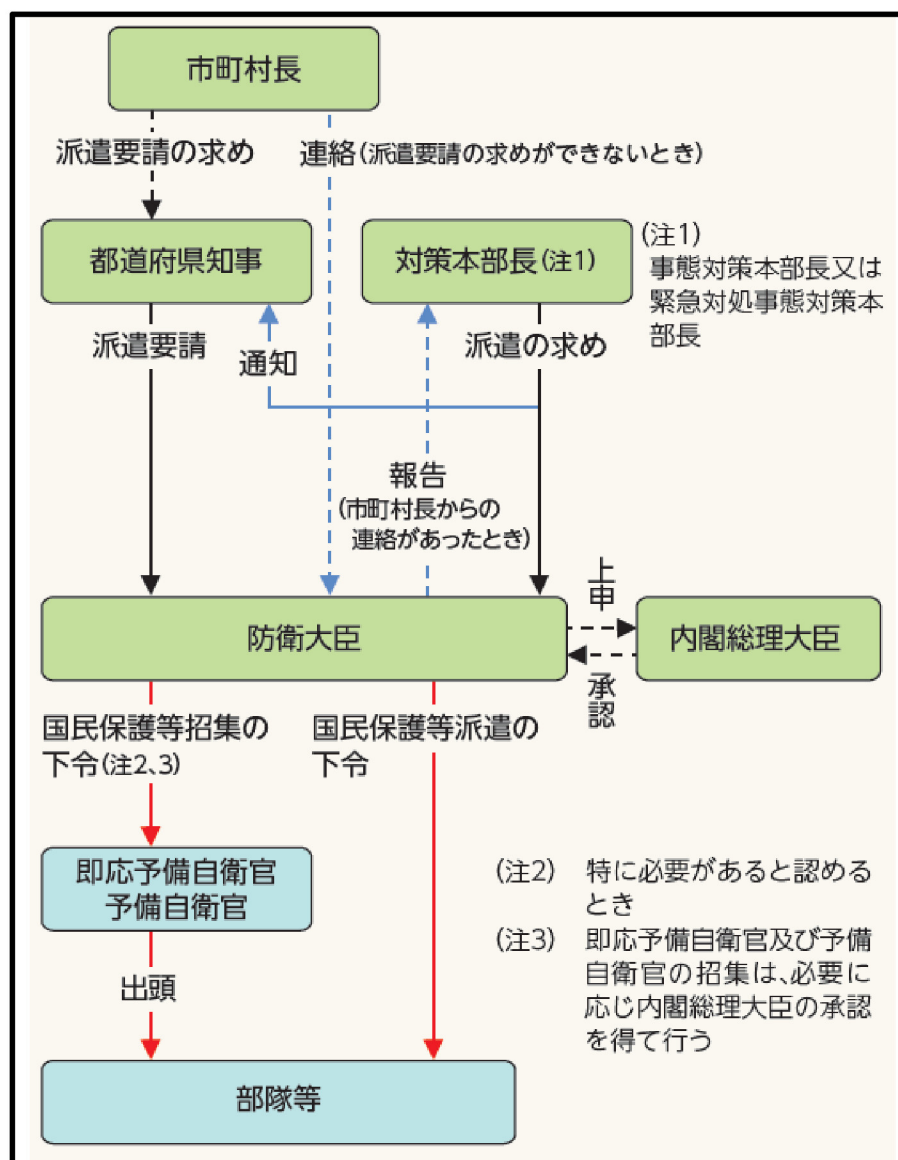
（6）国民保護等派遣（隊法第77条の4、国民保護法）

武力攻撃事態等において、武力攻撃を排除することはもちろん、同時に国民の生命、財産等を保護することは極めて重要なことです。このため、これらの事項に関し、自衛隊を始めとする国と地方自治体などの責任と役割、国民の協力、住民の避難に関する事項さらには避難住民の救援に関する事項について定め、これにより国全体として万全の態勢をもって国民保護のための各種措置を的確かつ迅速に行うことを狙いとし、国民保護法が制定されました。同法に基づき、自衛隊は避難住民の誘導などの国民の保護のための措置を行うこととなりました。自衛隊が具体的にどのような国民保護のための活動を行うかは、事態の状況によって異なりますが、一般的には、避難住民の誘導（誘

導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)、避難住民等の救援(食料品及び飲料水の供給、医療活動、搜索及び救出等)、武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 汚染対処等)、災害の応急復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)などが考えられます。これらの活動について、従来から、自衛隊は、「防衛出動」(隊法 76 条)が命じられている場合は、「防衛出動時の公共の秩序維持のための権限」(隊法第 92 条)に基づき、また「治安出動」(隊法第 78 条、第 81 条)が命じられている場合は、「治安出動時の権限」(隊法第 89 条)に基づき、行うこととされてきました。

しかし、武力攻撃予測事態において自衛隊に防衛出動も治安出動も命じられていない場合(以下表において※印を付した事態)においては、自衛隊が国民保護活動を行うための行動の根拠が存在しない状態でした。このため、国民保護法の制定に合わせて、このような場合においても、自衛隊が国民保護活動を行うことができる新たな枠組みとして、隊法に新たに「国民保護等派遣」が設けられました。

事 態		行動類型【権限規定】
※武力攻撃予測事態		国民保護等派遣を発令して対処
武力攻撃事態		防衛出動 【防衛出動時の公共の秩序維持権限で対処】
	※防衛出動の 撤収後	国民保護等派遣を発令して対処
緊急処理事態		治安出動【治安出動時の権限で対処】
	※治安出動等 が未発令	国民保護等派遣を発令して対処



国民保護等派遣のしくみ

【参照：防衛白書】

(7) 海上保安庁の統制（隊法第 80 条）

武力攻撃事態において防衛出動が命ぜられた場合において、特別の必要があると認められるときに内閣総理大臣は海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができます。その場合には防衛大臣は海上保安庁長官を指揮することになります。ただし、これにより海上保安庁の所掌業務及び権限を変更するものではないとされており、防衛大臣の統制下にある海上保安庁は海上保安庁法第 25 条に定めるとおり軍隊としての機能を営むことはありません。武力攻撃事態において海上保安庁が具体的にいかなる業務を行うことになるかはその時々事態に応じて異なりますが、海上保安庁の任務及び能力の範囲内で例えば漁船の保護、捜索救難等の人命、財産の保護、密

輸・密航船等の犯罪の取り締まり等な業務を分担することになると考えられます。この際、自衛隊は隊法 88 条の武力の行使により、防衛大臣の統制下に入った海上保安庁の船舶・装備を守ることになります。なお、防衛大臣が海上保安庁長官を指揮する場合においても、懲戒権等については国土交通大臣に残るものとされています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 80 条 (海上保安庁の統制)	内閣総理大臣は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。
海上保安庁法第 25 条	この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

（８）捕虜の取り扱い（隊法第 94 条の 9、捕虜取扱い法）

国際法上、一方の紛争当事者国の軍隊の構成員が捕獲等をされて相手国の権力下となった場合、軍隊の構成員は捕虜となる権利を有しています。この際、捕虜を抑留する国は、捕虜を常に人道的に取り扱わなければなりません。2004 年（平成 16 年）に「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を制定し、武力攻撃事態や存立危機事態における捕虜等の拘束、留その他の取扱いに関し必要な事項が定められました。本法律においては、主として捕虜等が拘束されてから送還に至るまでの一連の流れに沿って、拘束及び抑留資格認定の手続き（第 2 章）、捕虜収容所における抑留及び処遇（第 3 章）、審査請求（第 4 章）、抑留の終了（第 5 章）について規定するとともに、全体に関わる規定としての補則（第 6 章）及び罰則（第 7 章）の規定から構成されています。

また、附則において、自衛隊の機関としての捕虜収容所、審議会等としての捕虜資格認定等審査会の設置等に関連して設置法等における所要の改正を行っています。

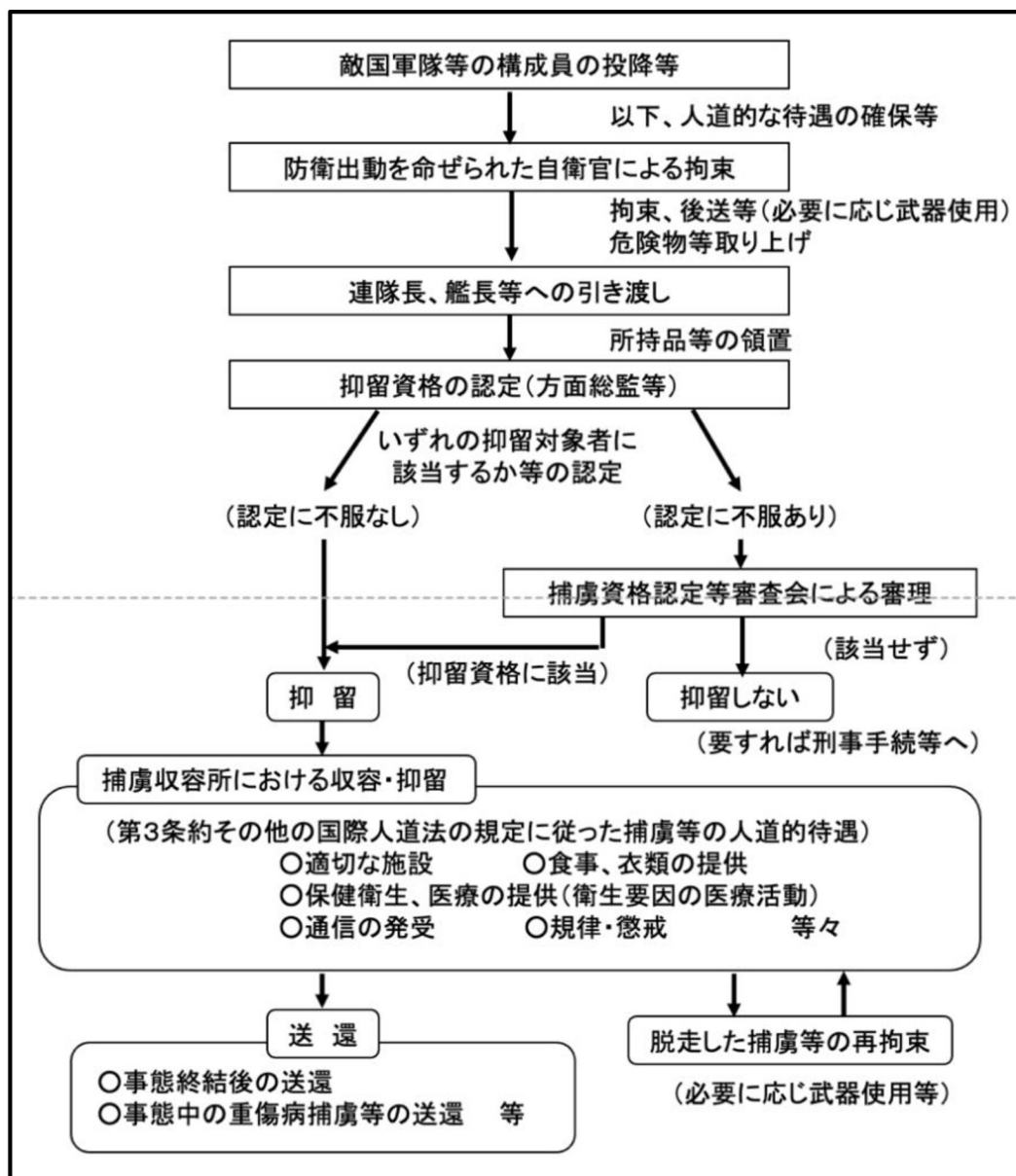
その目的、基本原則及び定義等の概要は以下の通りです。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 94 条の 9 (捕虜等の取扱いの権限)	自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」の概要

目 的 (第1条)	○ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等（捕虜、衛生要員等をいう。）の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにすること ○ 武力攻撃事態及び存立危機事態において捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約（以下「第3条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保すること	
基本原則 (第2条)	○ 国は、ジュネーヴ条約第3条その他の国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護 ○ 捕虜等に対して与えられる保護は、人種、国籍、宗教的又は政治的意見その他これに類する基準に基づく不当な差別的行為の禁止 ○ 捕虜等に対し、武力攻撃又は存立危機武力攻撃に対する報復として、いかなる不利益な取扱いの禁止	
定 義 (第3条)	敵 国 軍隊等	武力攻撃事態又は存立危機事態において、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織
	抑 留 対象者	① 敵国軍隊等の構成員（⑤、⑦、⑨及び⑩に掲げる者を除く。） ② 敵国軍隊等に随伴する者（敵国軍隊等の構成員を除く。）であって、当該敵国軍隊等からその随伴を許可されているもの（⑥及び⑧に掲げる者を除く。） ③ 船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）であって、敵国軍隊等の軍艦等に護衛されるもの又は海上輸送規制法第2条第3号に規定する外国軍用品等を輸送しているものの乗組員（武力攻撃または存立危機武力攻撃事態を行っている外国の国籍を有する者に限る。） ④ 国際民間航空条約第3条に規定する民間航空機であって敵国軍用航空機（敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航空機をいう。）に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送しているものの乗組員（同条約第32条（a）に規定する運航乗組員であって、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国の国籍を

	有するものに限る。) ⑤ ジュネーヴ第1条約第24条に規定する傷者若しくは病者の捜索、収容、輸送若しくは治療若しくは疾病の予防に専ら従事する衛生要員又は敵国軍隊等の衛生部隊及び衛生施設の管理に専ら従事する職員 ⑥ ジュネーヴ第1条約第26条第1項に規定する武力攻撃または存立危機武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、⑤に掲げる者と同じの任務に当たるもの ⑦ ジュネーヴ第1条約第24条に規定する敵国軍隊等に随伴する宗教要員 ⑧ ジュネーヴ第1条約第26条第1項に規定する武力攻撃または存立危機武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、⑦に掲げる者と同じの任務に当たるもの ⑨ 敵国軍隊等の構成員であって、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第44条3に規定する義務に違反し、捕虜として取り扱われる権利を失うこととなるもの ⑩ 敵国軍隊等の構成員であって、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第46条の規定により間諜として取り扱われることとなるもの ⑪ ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第47条2に規定する傭兵 (以下略)
--	---



捕虜の取り扱いに関する一連の流れ

【参照：防衛白書】

第3章：国民及び国際社会との架け橋となる活動

1 自衛隊の能力を活用した自治体等への協力活動

(1) 土木工事等の受託（隊法第100条）

自衛隊が各種行動を行う際には、道路の開設、橋梁の架設を始めとする様々な作業が予想され、平素からこれらの技術の習得・向上に努めることが必要となります。

また、これらの活動について、国や地方自治体等からの要請に基づき行うことは、民生協力の面でも寄与することになります。隊法第100条は、このような効果を期待されて設けられたものです。ただし、土木工事等の受託は、慈善目的や営利のために行う

ものではなく、訓練の目的に合致する場合に限られています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 100 条 (土木工事等の受託)	防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。 2 前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

(2) 教育訓練の受託（隊法第 100 条の 2）

自衛隊は、その特性上、特殊な技術や教育訓練施設を有しています。そこで、部外から教育訓練の依頼を受けた場合、任務遂行に支障を生じない限度において、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を行うことは、他の機関等にとっても有効です。

本条に基づいて実際に行われている教育訓練は、具体的には、警察・海上保安庁・消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練及び水中における搜索・救助法・化学災害等への対処要領の教育、警察・海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練等です。また、防衛研究所や防衛大学校研究科では、民間企業、他省庁等の職員の教育を受託しています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 100 条の 2 (教育訓練の受託)	防衛大臣は、防衛省本省の防衛大学校、…において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、…外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。 2 防衛大臣は、前項の場合においては、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

	3 防衛大臣は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に対し、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができる。
--	---

さらに、第1項の「防衛省設置法第26条に規定する機関」である統合幕僚学校や自衛隊の学校若しくは教育訓練研究本部では、外国人に対し教育訓練を受託することができます。なお、第1項の「政令で定める技術者」とは、①航空機の操縦及び整備に従事する者、②落下さんの試験降下に従事する者、③潜水艦の試験航走に従事する者、④救急に従事する者、⑤砲の操作に従事する者、と政令に定められています。

(3) 運動競技会に対する協力（隊法第100条の3）

自衛隊は、関係機関から依頼があった場合には、オリンピック競技大会、国民体育大会やワールドカップサッカー大会等特定の運動競技会に限り、民生協力の一環として、通信・輸送・医療や演奏などについて支援することができます。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第100条の3 (運動競技会に対する協力)	防衛大臣は、関係機関から依頼があった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行うことができる。

(4) 南極地域観測に対する協力（隊法第100条の4）

昭和40年(1965年)に日本の南極地域観測が再開され、南極基地への輸送業務を海上保安庁から自衛隊が引き継ぐことになりました。以来、海上自衛隊の砕氷艦「ふじ」が、昭和58年からは砕氷艦「しらせ」が、平成21年からは二代目「しらせ」が人員・物資の輸送などの協力を行っています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第100条の4 (南極地域観測に対する協力)	自衛隊は、防衛大臣の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力を行なう。

自衛隊法施行令第 126 条 の 15 (南極地域観測に対する 協力の範囲)	法第百条の四の規定により南極地域における科学的調査について協力を行なう範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 船舶及び航空機により、本邦と国が南極地域に設ける基地との間において、同地域における科学的調査に従事する者及びその調査を行なうために必要な器材、食糧その他の物資を輸送すること。 二 南極地域における科学的調査を行なうために必要な雪上車を設計し、及び試験すること。
---	--

(5) 国賓等の輸送（隊法第 100 条の 5）

1986 年（昭和 61 年）5 月に日本（東京）で行われた主要国首脳会議（いわゆる「東京サミット」）の後、国賓等の輸送用として使用されたヘリコプターを総理府（当時）から防衛庁（当時）に移管する際に、国賓等の輸送を自衛隊が行えるようにするとともに、そのための航空機を保有することができるよう設けられたものです。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 100 条の 5 (国賓等の輸送)	防衛大臣は、国の機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者（次項において「国賓等」という。）の輸送を行うことができる。 2 自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができる。

「内閣総理大臣その他政令で定める者」とは、施行令第 126 条の 16 の規定により①天皇及び皇族 ②国賓に準ずる賓客 ③衆議院議長及び参議院議長 ④最高裁判所長官⑤内閣総理大臣又は前二号に掲げる者に準ずる者 ⑥国務大臣（内閣総理大臣又はこれに準ずる者を除く。）ただし、重要な用務の遂行のために必要があると認められる場合に限るとされています。

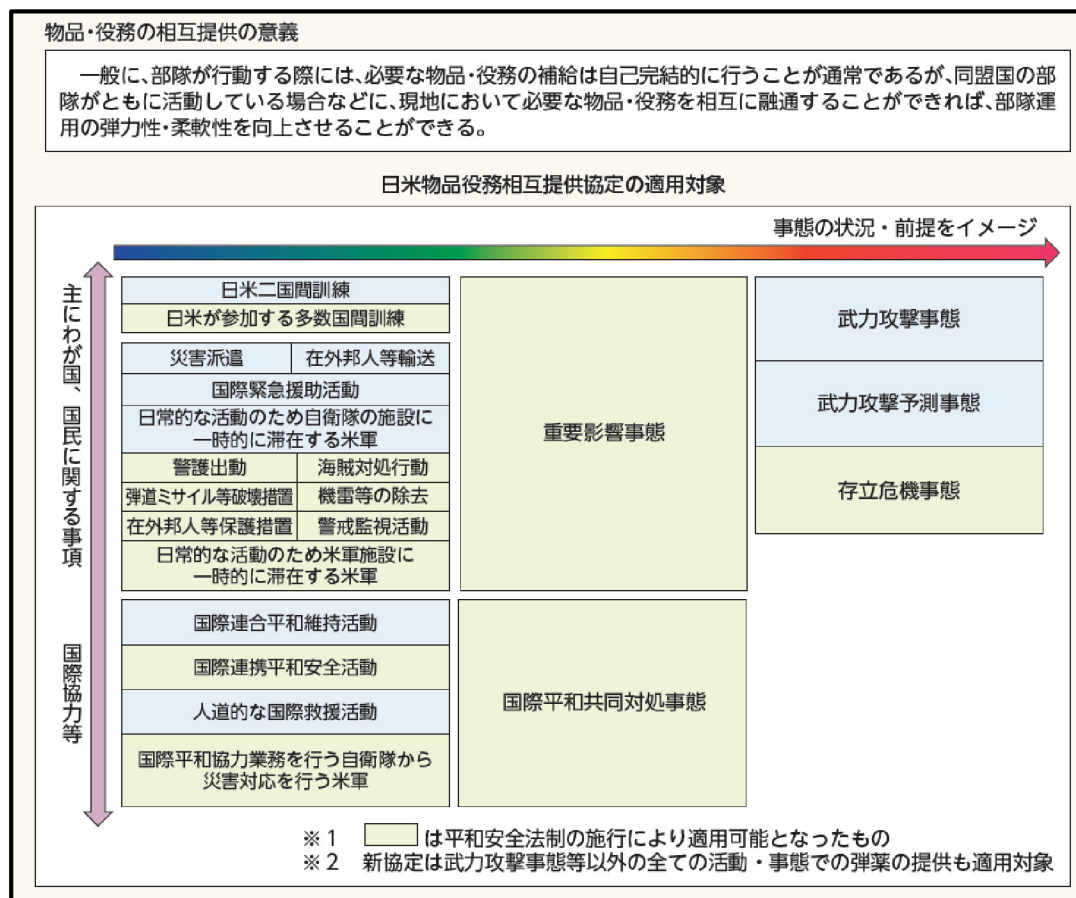
(6) 諸外国軍隊に対する物品又は役務の提供（隊法第 100 条の 6～17 等）

米軍をはじめとする諸外国の軍隊に対する物品又は役務の提供は、我が国とそれぞれの国との間で締結されている物品役務相互提供協定（ACSA：Acquisition and Cross-Servicing Agreement）に基づく自衛隊と諸外国軍隊との間の迅速かつ機動的な協力を可能にするための活動であり、これを実行するため自国の法律を整備することになった

ています。

例えば、1996 年（平成 8 年）に締結され二度の改正を経て 2017 年（平成 29 年）に締結された日米 ACSA の場合には、自衛隊が①共同訓練、②警護出動、③海賊対処行動、④弾道ミサイル対処、⑤災害応急対策、⑥機雷等危険物の除去・処理、⑦自国民等の保護措置・輸送、⑧国際緊急援助活動、⑨情報収集、⑩日常的な活動による自衛隊施設での一時滞在、⑪日常的な活動による米軍施設での一時滞在する際にあたり、現場に所在し同種の活動を行う米軍に対し物品・役務の提供を行います。

また、国際平和維持活動等、国際平和共同対処事態、重要影響事態、武力攻撃事態等及び存立危機事態に際しては、それぞれ国際平和協力法、国際平和支援法、重要影響事態安全確保法、米軍等行動関連措置法の規定により自衛隊は米軍に対し物品・役務の提供を行います。米軍に提供する物品・役務の内容はそれぞれの法律の規定するところによりますが、いずれも物品の提供に武器は含まれません。2013 年（平成 25 年）に締結され 2017 年（平成 29 年）に新たに締結された日豪 ACSA は同盟国である米国以外の国との間で初めて締結された協定です。その内容は日米 ACSA を基本にしたものであり、関連する国内法の規定についても自衛隊法に基づく上記日米の協力内容から②警護出動と④弾道ミサイル対処を除く他は基本的に同じものであり、国際平和維持活動等や各種事態についても日米間の協力と同じくそれぞれの法律により規定されています。この他、2017 年（平成 29 年）に締結された日英 ACSA も日豪 ACSA と同様の内容であり、国内法との関係も日豪間の協力内容と同じものとなっています。なお、日豪、日英いずれも提供される物品には弾薬は含まれますが武器は含まれていません。



日米物品・役務相互提供協定（ACSA）

【参照：防衛白書】

2 自衛隊の活動を円滑に行うための国民への負担

（1）防衛出動時における物資の収用等（隊法第103条）

防衛出動時において、自衛隊の部隊は所在する駐屯地等から所要の場所に移動・展開し、武力攻撃に対処できる態勢を整える必要があります。このため、民間の土地を使用したり、民間の食料や燃料などの物資の保管や収用を民間組織に命じたり、あるいは医療や物資の輸送などを行う民間組織に対して、自衛隊のために業務を行うことを命じることが必要となります。これらの措置は、防衛出動時に行動する自衛隊の後方活動を支援する事項であるだけでなく、同時に国民の私権に関係する事項でもあり、極めて重要な規定です。

「自衛隊の行動に係る地域」（第1項地域）と「自衛隊の行動に係る地域以外の地域で防衛大臣が告示して定めた地域」（第2項地域）における各種相違点を整理すると以下のとおりです。なお、物資の収用、土地の使用等について知事に要請する者、要請に基づき知事が管理する施設、必要な手続等は、政令で定めることとされていますが、この政令は未だ制定されていません。また、防衛陣地の構築等には相当の期間を要するため、

そのような土地の使用については、防衛出動が下令されてから措置するのでは間に合わないことがあるなどの問題点も指摘されています。

第1項地域と第2項地域の相違

項 目	第1項	第2項
適用時期	自衛隊が防衛出動を命ぜられた場合	
適用地域	自衛隊の行動に係る地域	自衛隊の行動に係る地域以外の地域 で防衛大臣が告示して定めた地域
要請権者	防衛大臣又は政令で定める者（陸上総隊司令官、方面総監、師・旅団長、自衛艦隊司令官、航空総隊司令官等）	
発令権者	都道府県知事 事態に照らし緊急を要すると認める時は、防衛大臣又は政令で定める者が、都道府県知事に通知	都道府県知事
発令要件	自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合	自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるとき
命令の内容	○施設の管理 ○土地等の使用 ○物資の保管 ○物資の収用	○施設の管理 ○土地等の使用 ○物資の保管 ○物資の収用 ○特定の業者に対する業務の従事
付随的行為	○立木等の移転・処分 ○家屋の形状変更	○立木等の移転・処分

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第103条 (防衛出動時における物資の収用等)	第76条第1項（第1号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、

	防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設（以下この条において「施設」という。）を管理し、土地、家屋若しくは物資（以下この条において「土地等」という。）を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。 2 第76条第1項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。（以下略）
--	---

（２）展開予定地域内の土地の使用等（隊法第104条）

この法律で規定する「展開予定地域」とは、平時においては駐屯地等に所在している自衛隊の部隊が、武力攻撃が予想される重要施設や、相手国による侵攻が予測される地域などにあらかじめ展開し、こうした攻撃に対処する態勢を整えるために必要な地域のことを指します。この「展開予定地域」は、陣地などを構築するために土地使用等に係る権限の行使を可能とする範囲を画するものであることから、都道府県や国民に与える影響を勘案して、告示などの方法でこれを国民に示していくことが考えられています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 103 条の 2 (展開予定地域内の土地の使用等)	第 77 条の 2 の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる。 2 前項の規定により土地を使用する場合において、立木等が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。(以下略)

なお、防衛出動時における物資の収用等と同様に防御施設の構築には相当の期間を要し、脅威や武力攻撃の態様が多様化していることから、事態が緊迫し防衛出動が発せられることが予測される状況下から、防御施設を構築することが必要です。このため、自衛隊法 77 条の 2 の規定を設け、事態が緊迫し、武力攻撃予測事態が認定され、自衛隊に防衛出動命令が発せられることが予測される状況において、展開予定地域内で行う防御施設構築の措置について、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得てこれを命ずることができることとなりました。

(3) 電気通信設備の利用等(隊法第 105 条)

武力攻撃事態における防衛出動を命ぜられた自衛隊は、その任務遂行上防衛出動に付随するいくつもの法的権限を有しています。そのうちの一つが「電気通信設備の利用等」です。自衛隊が行う作戦行動においてその成否を決定付ける重要な要素の一つに通信機能の確保があります。通信機能は部隊が活動する際に必要な情報の共有や、部隊を指揮する際の指揮あるいは装備品の運用に欠かせない機能です。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 104 条 (電気通信施設の利用等)	防衛大臣は、第 76 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)第 3 条第 4 項第 4

	号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。 2 総務大臣は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。
--	--

自衛隊が行う平素の警戒監視や訓練、演習においても、国民の生活に影響を及ぼさないよう電気通信に関する制限が設けられています。その中でも特に限りある資源である電波の周波数や電気通信設備の出力等に関する制限は、作戦行動や部隊の安全確保に致命的な影響を与えるものであり、通常はテレビやラジオなど一般での使用要件が優先されています。このため、防衛出動が下令され自衛隊の任務を遂行するに際しては、国民への負担を覚悟の上でこれら電気通信に必要な措置をとる必要があり、この規定が設けられています。

（４）訓練のための漁船の操業の制限又は禁止（隊法第 105 条）

自衛隊の部隊が様々な状況において適切に活動するためには日頃の訓練が不可欠であり、我が国周辺の気象や海象あるいは地形など作戦に必要な環境条件に慣熟しておく必要もあります。このため、防衛大臣は、自衛隊の行う訓練及び試験研究のため水面を使用する必要があるときは、農林水産大臣及び関係都道府県知事の意見を聴き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができます。この際、国は当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上被った損失を補償しなければなりません。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 105 条 （訓練のための漁船の操業の制限又は禁止）	防衛大臣は、自衛隊の行う訓練及び試験研究のため水面を使用する必要があるときは、農林水産大臣及び関係都道府県知事の意見を聴き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

第 4 章：国際社会の平和と安全を確保するための活動

1 国際平和協力業務（PKO 協力法）

1990 年（平成 2 年）8 月の湾岸戦争の過程で、日本は資金面・物資面における協力のみならず人的面においても積極的に国際的な貢献を行うべきとの認識が国内において広く定着したこと等を受け、政府は、本格的な法律整備に着手し、その結果、国会での審議を経て、1992 年（平成 4 年）6 月 15 日に、「国際連合平和維持活動法」が成立し、同年 8 月 10 日に施行されました。その後、同法附則第 3 条の規定に基づき 3 度にわたり所要

の改正が行われ、業務の拡大や武器使用権限の見直し等が行われ現在に至っています。

同法において、「国際平和協力業務」として、「国際連合平和維持活動（PKO）」、「国際連携平和安全活動」、「人道的な国際救援活動」及び「国際的な選挙監視活動」のために実施される業務、「自衛官の国際連合への派遣」及び物資協力などについて、基本原則、各活動の定義、実施計画、隊員の安全の確保等について記述されています。

「国際連合平和維持活動」（PKO）とは、世界各地における紛争の解決のために国連が行う活動であり、その業務としては、平和維持隊（各国部隊で編成）による停戦監視・兵力引き離し、停戦監視団（原則として非武装の軍人で構成）による停戦監視といったものが伝統的なものとなっています。文民警察活動や、選挙、復興・開発、組織・制度構築を含む行政的支援活動も行われることが多くなっています。

「国際連携平和安全活動」とは、国連の枠組み外の欧州連合（EU）などの国際機関や多国間の条約で設立された機関が展開する国際の平和及び安全を維持することを目的とした活動をいい、これによって、国連安全保障理事会の決議に基づく PKO 以外の活動に自衛隊を派遣することが可能となりました。

「人道的な国際救援活動」とは、紛争により発生した被災民（難民など）の救援や、紛争によって生じた被害の復旧のために、国連平和維持活動以外の形態で行われる活動で、国連では、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、世界保健機構（WHO）など様々な機関が活動を行っています。具体的には、紛争によって被害を受けた人の救出、帰還などの援助、紛争によって被害を受けた人に対する食糧、衣料、医薬品などの配布や医療活動などがあります。

「国際的な選挙監視活動」とは、紛争により混乱が生じた地域において、民主的な手段による統治組織の設立を目的とする選挙や投票の公正な執行を確保するために行われる活動で、議会の議員の選挙、住民投票などの公正な執行の監視・管理などがあります。

なお、これらの国連平和維持活動への参加にあたっては、次のいわゆる「PKO参加5原則」が守られていることがその前提となっています。①紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。②当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。③当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

根拠法規	規定する内容の抜粋
国際平和協力法	第1条 目的 この法律は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。 （国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則） 第2条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等（以下「国際平和協力業務の実施等」という。）を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。 2 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。 3 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施等に当たり、国際平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。 4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、国際平和協力業務の実施等に関し、国際平和協力本部長に協力するものとする。

2 国際緊急援助活動（JDR 法）

同法が制定される契機となったのは、1970 年代末のカンボジア内戦により大量に発生した難民への対応です。当時、欧米主要国が迅速に人的支援を行う中、現在のような援助隊を派遣する仕組みがなかった日本は、同様な人的支援を行うことが出来ず、日本に対する国際的な批判が高まりました。1979 年（昭和 53 年）に視察団を現地に派遣し調査を行

うとともに、1980 年（昭和 54 年）から 3 年にわたり、医療関係者を派遣しました。さらに 1982 年（昭和 56 年）には外務省・国際協力事業団（JICA）が支援する形で国際救急医療チームが編成され、エチオピア等に派遣されました。これらを受け、他国と同様にレスキュー隊や専門家を含めた総合力のある緊急援助隊の必要性が検討され、1987 年（昭和 62 年）に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）」（国際緊急援助隊法）が制定されました。

それ以降、海外、特に開発途上にある地域で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府又は国際機関などの要請に応じ、JICA を通じて国際緊急援助活動を行ってきました。1992 年（平成 4 年）には、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動やそのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となりました。以来、自衛隊は、現地で移動、宿泊、給食、給水、通信、衛生などの支援が受けられない場合でも、その装備や組織、平素からの訓練などの成果を活かし、自己完結的に救助活動、医療活動などの国際緊急援助活動を行う態勢を維持しています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
国際緊急援助法	第 1 条 目的 この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受けるおそれのある国の政府又は国際機関（以下「被災国政府等」という。）の要請に応じ、国際緊急援助活動を行う人員を構成員とする国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置を定め、もつて国際協力の推進に寄与すること。 第 2 条 任務 一 救助活動 二 医療活動（防疫活動を含む。） 三 前二号に掲げるもののほか、災害応急対策及び災害復旧のための活動 第 3 条 派遣の協議 外務大臣は、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣の要請があつた場合…その派遣が適当であると認めるときは、…被災国政府等からの当該要請の内容、災害の種類等を勘案して、行政機関の長及び国家公安委員会と協議を行う。

	2 外務大臣は、前項の協議を行った場合において、…特に必要があると認めるときは、自衛隊法第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防衛大臣と協議を行う。 一 国際緊急援助活動 二 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送
--	--

3 協力支援活動（隊法第 84 条の 5、国際平和支援法第 7 条）

国際平和共同対処事態（国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの）に際し、自衛隊が国際社会の平和と安全のために活動する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるよう 2015 年（平成 27 年）に「国際平和支援法」が制定されるとともに自衛隊法が改正されました。対象となる諸外国の軍隊等の活動には一定の国連決議（総会又は安全保障理事会）の存在を要件としています。

諸外国の軍隊等に対し自衛隊の行う協力支援活動の概要は、第 2 章 1（1）の重要影響事態における物品及び役務の提供に「建設」を加えた以外は、当該活動の実施に係る対応措置等とほぼ同じ内容であり、武器の使用についても自己保存のための自然権的権利といふべき武器の使用として重要影響事態における後方支援活動と同様に一定の条件の下での使用が認められています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条の 5 （後方支援活動等）	防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項（別に法律で定める従たる任務）に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。（中略） 四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 協力支援活動としての物品の提供 2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。（中略） 五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外

	国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 部隊等による協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による搜索救助活動
国際平和支援法第7条 (協力支援活動の実施)	防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。 2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

4 搜索救助活動（隊法第84条の5、国際平和支援法第8条）

国際平和共同対処事態に際し、自衛隊は国際社会の平和と安全のために活動する諸外国の軍隊等に対し防衛大臣が指定した実施区域において搜索救助を実施することができます。その際に実施される活動の概要は第2章1（2）の重要影響事態における搜索救助活動と同じ内容であり、武器の使用についても自己保存のための自然権的権利といふべき武器の使用として重要影響事態における搜索救助活動と同様に一定の条件の下での使用が認められています。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第84条の5 (後方支援活動等)	防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。
国際平和支援法第8条 (搜索救助活動の実施等)	防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

5 船舶検査活動（隊法第84条の5、国際平和支援法第2条、船舶検査活動法）

国際平和共同対処事態に際し、貿易その他の経済活動にかかわる規制措置であって、我が国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で実施する活動であり、対象とする事態が異なる以外は前述した第2章1（3）の重要影響事態における船舶検査活動と同じものです。

根拠法規	規定する内容の抜粋
隊法第 84 条の 5 (後方支援活動等)	防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。
国際平和支援法第 2 条 (基本原則)	政府は、国際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく協力支援活動若しくは搜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)第二条に規定する船舶検査活動(国際平和共同対処事態に際して実施するものに限る。第四条第二項第五号において単に「船舶検査活動」という。)(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。
船舶検査活動法第 3 条の 2 (船舶検査活動の実施)	国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。

6 補給支援活動(旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法)

2001 年(平成 13 年)9 月 11 日に発生した「アメリカ同時多発テロ事件」を受け、テロとの闘いを我が国自らの安全保障の問題と認識して主体的に取り組み、同盟国たる米国をはじめとする世界の国々と一致結束して対応するとの基本方針を掲げ、10 月 5 日に法案が提出され、同月 29 日に「テロ対策特措法」が成立・制定されました。施行・公布は 11 月 2 日、1 週間後の 11 月 9 日には海上自衛隊の艦船 3 隻がインド洋に向けて出港しました。「テロ対策特措法」は国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的としています。この法律に基づく活動は対応措置と言われ、①協力支援活動：諸外国の軍隊等に対する物品・役務の提供、便宜の供与その他の措置、②搜索救助活動：戦闘行為によって遭難した戦闘参加者(戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを含む。)の搜索・救助、③被災民救助活動：テロ攻撃に関連した国連決議又は国際連合等の要請に基づき、被災民を救援するために実施する、食糧・衣料・医薬品等の生活関連物資の輸送、医療その他の人道的精神に基づく活動、その他必要な措置とされていました。

対応措置の実施に際しては、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならず、また米軍などによる武力行使との一体化を避けるため、実施地域を我が国領域及

び現に戦闘行為が行われていないと認められるいわゆる「非戦闘地域」に限定していました。武器の使用については、広範な業務を実施する際に自己等を防衛するために具体的な職務を限定せず自己保存のための自然権的権利というべき武器の使用が認められていました。具体的には、一定の任務を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体防護（防衛）のためにやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できると規定されていました。この旧テロ対策特措法は2年間の時限立法であり、2003年（平成15年）に延長された後は2005年（平成17年）そして2006年（平成18年）に1年間の期間延長の法改正が行われましたが、2007年（平成19年）11月1日の期限の到来に際し新たな補給支援特措法案が策定されたことから、この法律の期限を延長することなく自衛隊の対応措置は終了しました。

新たな補給支援法案は平成19年10月17日に閣議決定され国会に提出されましたが、その年の7月に実施された参議院議員選挙で与党が過半数割れしたいわゆる「ねじれ国会」の影響を受け、衆議院での可決、参議院での否決を経て2008年（平成20年）1月10日に再び衆議院で可決され、16日には公布・施行され、24日には海上自衛隊の艦艇が我が国を出港しました。可決された旧補給支援特措法における自衛隊の活動の概要は旧テロ対策特措法の実績を踏まえ規定されていた対応措置のうち活動内容をテロ対策海上阻止活動に従事する外国の軍隊等の艦船（搭載する回転翼航空機を含む）への給油と給水の補給活動に限定され、活動領域もペルシャ湾を含むインド洋から我が国領域との間の航行に際して通過する海域に限定されていました。武器の使用に関しては旧テロ対策特措法と同様に自然権的権利として認められていました。旧補給支援特措法は1年間の時限立法であり2010年（平成22年）1月15日まで延長されましたが、2009年（平成21年）の衆議院総選挙で当時の民主党・社会民主党・国民新党による連立政権が樹立し、補給支援活動の意味合いが小さくなってきたことに鑑み本法律の期限を延長することなく自衛隊の活動も終了しました。

7 イラク復興援助（旧イラク人道復興支援特措法）

2003年（平成15年）5月22日、国際社会として、イラク国民による国家再建を目指した自主的な努力を支援するため、国連安保理決議第1483号が採択され、国連加盟国に対し、イラク支援のための取り組みが要請されることとなった。この決議は、国連加盟国に対して、国際的に承認されたイラク国民による政府が設立されるまで、イラク国民に対する医療その他の人道上の支援などのイラクの復興支援を行うこと並びにイラク国内における安全及び安定を回復するための貢献を行うことを要請しています。

この決議を踏まえ、国際協調の下、我が国の国益にとってとても重要であるイラクを含む中東地域の安定を確保するため、人道的な観点からの復興支援など、我が国としてふさわしい取り組みを行うことは当然であるとの認識に基づき、既存の法律で実施可能な取り組みだけでなく、さらなる取り組みについても幅広い検討が行われました。当時、イラク国内は、電力、通信、医療（病院）、教育（学校）などの社会インフラの整備が不十分であったことから、各国に対しては、治安維持、輸送、補給、インフラ整備など様々な分野での支援が期待されていました。

他方、治安状況については、全般として予断を許さない状況にありました。

このような中、我が国が、効果的な支援を行うためには、自己完結性を備えた自衛隊による活動や安全の確保に十分に配慮した上での文民による活動を行うことが考えられました。

他方、当時のイラクにおいては国連平和維持活動（国連 PKO）を設置する決議が発出されていない状況であり、またこれらの活動根拠となる国際平和協力法の規定では、当時のイラクにおいて必要とされていた安全確保支援活動などの復興支援が行えないことから、同法に基づく措置では対応できない状況にありました。

また、イラク国内において、PKO 法に基づき、イラク国内で活動を行うためには、紛争当事者間の停戦の合意などいわゆる「参加 5 原則」を満たしている必要がありますが、当時のイラクにおいては、少なくとも停戦合意にかかわる要件については満たされているとは言い難い状況でした。これらの状況を踏まえ、本法は、イラクにおいて人道復興支援や安全確保支援を行うための枠組みを構築する法律として、国会での一連の審議を経て、2003 年（平成 15 年）8 月 1 日に関連する政令とともに公布、施行されたものです。本法には、いわゆる「非戦闘地域」の考え方や医療、輸送、建設など対応措置の定義などが定められています。

本法律に基づき、2004 年（平成 16 年）初頭から、陸自部隊がイラク南部のムサンナー県サマーワを拠点として、医療、給水、公共施設の復旧整備等の人道復興支援活動等を行い、空自部隊がクウェートを拠点として、陸自部隊や国連及び多国籍軍への支援のための輸送活動を行いました。このうち、陸自部隊は、2006 年（平成 18 年）7 月下旬、ムサンナー県内の復興基盤が概ね整ったことから活動を終了しました。

一方、空自部隊はイラク政府や多国籍軍等からの要請に基づき活動を継続し、2009 年（平成 21 年）2 月 14 日、これら全ての部隊の帰国をもって、約 5 年間に及ぶ全ての活動は終了しました。

なお、本法案は、2009 年（平成 21 年）7 月 31 日、法律の期限を迎えたことにより失効しています。

あ と が き

本誌においては自衛隊の活動に関する専門的な知識がない方にも親しみを持っていただけるよう、各章における根拠法規の分類は法律学的見地からではなく、自衛隊の活動そのものに注目し、イメージできるような分類としました。そのため、学問的には疑義が生じ混乱を招く恐れもありますが、国民の皆様には目につき難い自衛隊の活動を広く分かり易く紐解くための工夫であるとして、ご理解いただければ幸いです。なお、本誌記載の根拠法規はあくまでも関係部分の抜粋ですので、法律全体を確認される場合にはお手元に緊急事態や安全保障に関連した関係法令集を備え置き、本誌の解説と併せて参考とされることをお勧めします。

また、本誌の作成にあたりましては、「日本の安全保障法制入門（鈴木和之著：内外出版）、新・防衛法制（田村重信著：内外出版）、令和４年版防衛白書（防衛省）、並びに防衛省等のホームページや Wikipedia などウェブサイト上の検索結果を参考にしております。

なお、防衛省からは陸上自衛隊教育訓練研究本部、海上自衛隊幹部学校、航空自衛隊幹部学校の国際法等の担当者の多大な協力を得ておりこの場を借りて改めてお礼を申し上げます。

参考文献

- 1 「日本の安全保障法制入門【第３版】」
鈴木和之 著
内外出版株式会社(平成３０年７月１８日第３版発行)
ISBN978-4-905285-90-8
- 2 「新・防衛法制」
田村重信 編著
内外出版株式会社(令和２年３月１０日第２版発行)
ISBN978-4-905285-92-2
- 3 「防衛白書」
防衛省（令和２年版、３年版、４年版）
- 4 「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」
内閣府（平成８年１月、平成２４年１月）



全国防衛協会連合会
All Japan Defense Association

〒162-0844

東京都新宿区市谷八幡町13番地

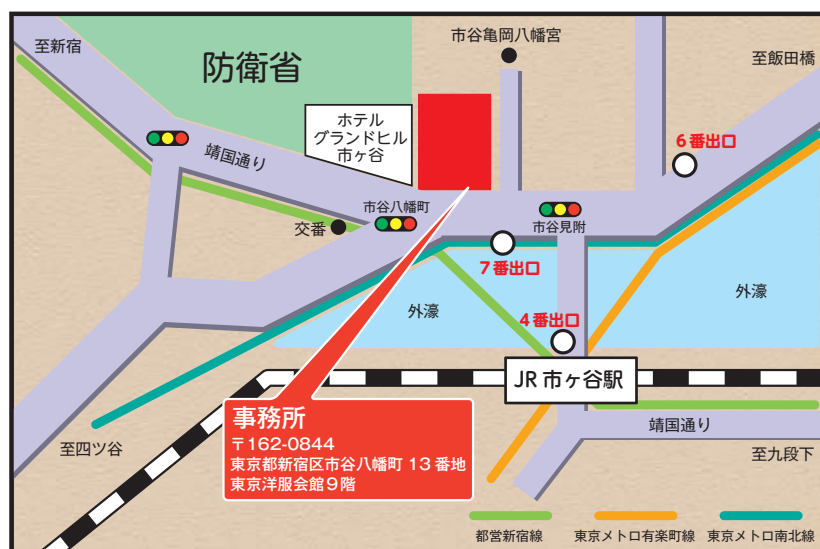
東京洋服会館9階

電話：03-5579-8348

FAX：03-5579-8349

Mail：jim@ajda.jp

HP：https://ajda.jp



●JR 総武線・都営新宿線・東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」より徒歩3分